

図書館要覧

平成30年度



福岡市総合図書館

FUKUOKA CITY PUBLIC LIBRARY

◎ 開館時間及び休館日

開館時間	<p>《総合図書館》 平日・土曜日 午前10時～午後8時（映像ホール：午前10時～午後10時） 日曜日・休日 午前10時～午後7時（映像ホール：午前10時～午後6時）</p> <p>《分館（東図書館を除く）》 午前10時～午後6時</p> <p>《東図書館》 午前9時～午後8時</p>
休館日	<p>《総合図書館・分館（東図書館を除く）》 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日） 毎月末日（その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の土曜日、日曜日、月曜日及び休日でない日） 年末年始（12月28日～翌年1月4日） 図書特別整理期間（不定）</p> <p>《東図書館》 毎月最終月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日） 年末年始（12月28日～翌年1月3日） 図書特別整理期間（不定）</p>

◎ 図書の貸出

事項	個人貸出	団体貸出
登録条件	福岡都市圏内に居住，または福岡市内に通勤・通学する者	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者が明確であること ・本の保管場所があること ・会員数が大人と子ども合わせて20人以上であること
貸出冊数	1人10冊以内	1団体1,000冊までとし，実情に応じて決定する。
貸出期間	2週間以内	団体の希望に応じて3～6ヶ月
貸出方法	コンピューターによる貸出 分館と共通	図書館車等による巡回配本

※ 表紙は，福岡市総合図書館外観

目 次

I. 沿革	1
II. 運営組織と予算	3
1. 運営組織	3
2. 予算	4
III. 施設概要	5
1. 総合図書館の施設概要	5
2. 分館の施設概要	7
3. 総合図書館の入館者数	7
IV. 図書館活動	8
1. 図書資料部門	8
図書資料部門（総合図書館）の概要	8
図書資料部門（分館）の概要	9
総合図書館・分館の活動及び実績	9
2. 文書資料部門	25
文書資料部門の概要	25
文書資料部門の活動及び実績	26
3. 映像資料部門	31
映像資料部門の概要	31
映像資料部門の活動及び実績	32
4. 広報活動	35
5. 研究活動	35
6. 九州国連寄託図書館	36
7. 福岡市立点字図書館	37
8. 福岡市総合図書館運営審議会等	38
V. 条例，関係規則等	39
1. 福岡市総合図書館条例	39
2. 福岡市総合図書館条例施行規則	45
3. 図書館法	57
4. 学校図書館法	59
5. 著作権法（抜粋）	61
6. 著作権法施行令（抜粋）	61
7. 公文書館法	62
8. 博物館法（抜粋）	63
9. 子どもの読書活動の推進に関する法律	64
10. 文字・活字文化振興法	65
VI. 福岡市勢概要	67
福岡市総合図書館新ビジョン	69

I. 沿 革

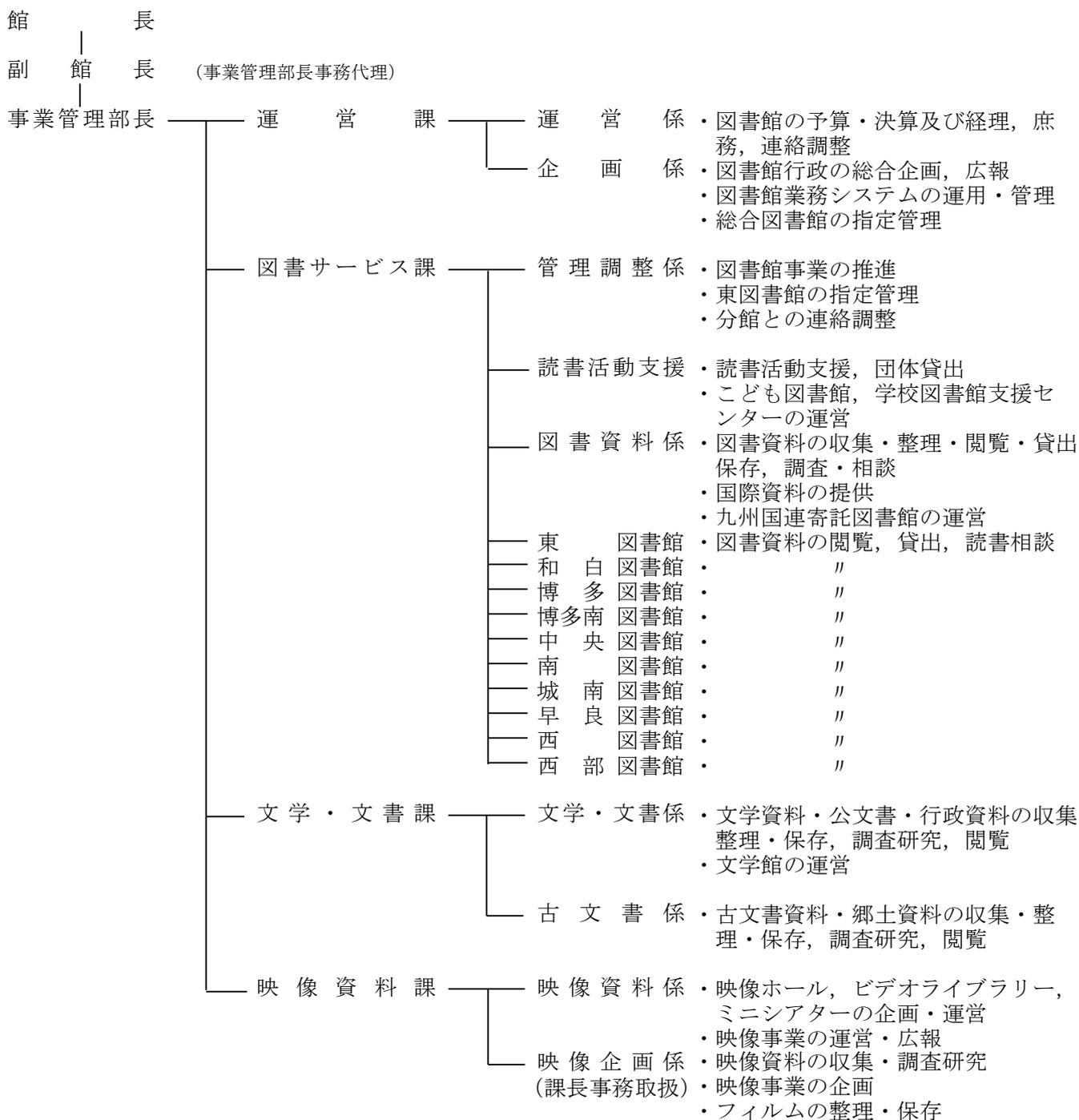
年 月 日	事 項
昭和29. 11. 18	福岡市中央公民館内に少年図書室設置，蔵書4,997冊で，主として小・中・高校生の館内利用開始
29. 12. 1	移動図書館車「青い鳥号」購入，周辺部の市民（少年）に対する巡回貸出開始
34. 8. 1	「青い鳥号」による貸出方式を，個人貸出から読書団体への団体貸出に切り替える
46. 5. 5	市立少年文化会館（旧・市立少年科学文化会館）開設に伴い，少年図書室の機能を併合（少年図書室は廃止）
47. 2. 1	福岡市総合計画により，市民図書館の建設，各区に市民センター建設の方針決定
49. 10. 31	旧博多プレイランドの施設を転用し，図書館として51年度に開館する方針決定
51. 5. 30	博多区築港本町に福岡市民図書館開館
52. 7. 16	東市民センター開館，図書室の利用開始
53. 7. 22	南市民センター開館，図書室の利用開始
55. 3. 23	中央市民センター開館，図書室の利用開始
5. 5	福岡市民図書館にこども図書館開館
56. 7. 1	図書の貸出，返却に電算機導入
57. 2. 14	西市民センター（現・早良市民センター）開館，図書室の利用開始
58. 8. 26	博多市民センター開館，図書室の利用開始
59. 4. 1	福岡市民図書館保存書庫整備
8. 1	城南市民センター開館，図書室の利用開始
63. 1. 1	西市民センターが早良市民センターに名称変更
3. 1	新たに西市民センター開館，図書室の利用開始，全区に市民センター図書室が揃う
10. 25	九州国連寄託図書館を承認開設
平成元. 7. 20	福岡市新図書館基本構想委員会発足
2. 2. 27	福岡市新図書館基本構想答申
3. 1. 31	福岡市新図書館基本計画答申
10. 27	特別資料室内に国際資料コーナーを開設
7. 7. 5	新図書館竣工
12. 1	新図書館の開館準備のため，福岡市民図書館休館
8. 4. 1	福岡市総合図書館設置，各市民センター図書室の分館化，総合図書館オンラインシステムの稼動
6. 29	早良区百道浜に福岡市総合図書館開館
10. 7. 1	パソコン通信による蔵書検索システムの一般公開開始
11. 1. 5	障がい者への図書郵送貸出サービス開始
7. 15	福岡市総合図書館ホームページ開設
12. 1. 30	博多南図書館開館
12. 27	パソコン通信による蔵書検索システムを廃止
13. 3. 2	九州大学中央図書館と相互貸借開始
4. 1	福岡都市圏の公共図書館等で広域利用開始
14. 5. 25	福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」を開設
10. 1	福岡工業大学付属図書館，福岡歯科大学情報図書館，福岡女学院大学図書館と相互貸借開始
15. 8. 9	和白図書館開館
11. 27	F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）に加盟
16. 5. 1	西南学院大学図書館と相互貸借開始
10. 1	九州産業大学図書館と相互貸借開始
17. 4. 1	福岡女子大学付属図書館と相互貸借開始
18. 4. 1	中村学園大学図書館と相互貸借開始
11. 1	福岡大学図書館と相互貸借開始

年 月 日	事 項
平成19. 4. 1	新図書館システムの稼働， I C タグの導入
	自動貸出機を福岡市総合図書館に2台，各9分館に1台設置，全分館にB D S の設置
10. 10	インターネット及び検索機（OPAC）による予約受付開始
22. 4. 1	アミカス図書室資料データおよび図書取り扱いの一元化
7. 20	西部図書館開館
8. 10	情報プラザ，地下鉄博多駅，別府駅に図書返却ポスト設置
24. 4. 1	西鉄薬院駅ビル，地下鉄西新駅，早良区入部出張所に図書返却ポスト設置
	有料宅配サービスの開始
10. 1	福岡県立図書館との相互返却サービス開始
25. 4. 2	自動返却機を福岡市総合図書館に2台，各10分館に1台設置
26. 4. 1	木の葉モール橋本に図書返却ポスト設置
4. 2	福岡市無料公衆無線L A N サービス「F u k u o k a C i t y W i - F i」供用開始
6. 20	福岡市総合図書館新ビジョン策定
11. 1	福岡市総合図書館の駐車場有料化開始
27. 2. 26	議会図書室への図書貸出開始
4. 1	福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ福祉図書・情報室）との相互返却サービス開始
	学校図書館支援センター開設，本格運用開始
28. 4. 1	福岡市総合図書館に指定管理者制度を導入し，建物の管理・運営開始
	福岡市総合図書館の開館時間を1時間拡大
	国立病院機構九州がんセンターに図書返却ポスト設置
5. 20	S N S 及びメールマガジンによる情報配信サービス開始
6. 4	東図書館移転開館，指定管理者制度を導入し，管理・運営開始
	東図書館の開館時間を3時間拡大し，開館日数も拡大（原則月曜休館を廃止）
29. 10. 1	福岡市科学館にて貸出・返却サービス開始

II. 運営組織と予算 (平成30年4月1日現在)

1. 運営組織

(1) 組織図及び分掌事務



【総合図書館指定管理者】

- ・よかたい図書館共同事業体〔東洋ビル管理(株), 西鉄ビルマネージメント(株), 九州メンテナンス(株)〕
- ・指定期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日

【東図書館指定管理者】

- ・東図書館管理運営共同企業体〔(株)紀伊國屋書店, (株)日比谷花壇〕
- ・指定期間：平成28年6月4日～平成33年3月31日

(2) 職員配置

(単位:人)

区 分	総合図書館	分 館	合 計
一般職員	32 (3)	0 (0)	32 (3)
嘱託職員	42 (33)	65 (46)	107 (79)
合 計	74 (36)	65 (46)	139 (82)

※ ()内は、司書資格者数を再掲

【内訳】

	総 合 図 書 館						計
	館長	部長	運営課	図 書 サービス課	文学・ 文書課	映 像 資料課	
職員数	1	1	8	41 (29)	17 (7)	6	74 (36)

※ ()内は、司書資格者数を再掲

	分 館										計
	東	和白	博多	博多南	中央	南	城南	早良	西	西部	
職員数	—	7 (5)	7 (5)	7 (5)	7 (5)	7 (5)	8 (6)	7 (5)	8 (5)	7 (5)	65 (46)

※ ()内は、司書資格者数を再掲

※東図書館は、指定管理者が職員を配置

2. 予算

歳 出	歳入内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
1,632,754	664	186,000	69,117	1,376,973

歳出内訳

事 項	金 額 (千円)
1 給与費等	289,673
2 管理運営費	715,278
一般管理費	101,449
施設管理費	251,620
分館運営費	346,433
映像機器の更新	2,880
学校図書館支援センター運営費	12,896
3 主催事業費	2,633
講座等経費	817
映像企画事業等経費	864
図書館外施設でのアジア映画上映	288
図書館地区別研修	664
4 資料収集経費	163,952
図書購入費	99,661
映像資料購入費	1,600
図書整理費	22,445
文書資料整理等経費	29,482
映像資料収集保存等経費	10,764
5 図書利用サービス費	163,359
一般利用サービス費	160,579
団体貸出運営費	2,654
こども図書館運営費	126
6 国連寄託図書館経費	4,507
国連寄託図書館運営費	4,507
7 文学館費	12,565
文学館管理運営費	10,270
文学館事業費	2,295
8 施設整備費	280,787
総合図書館施設整備費	280,787
合 計	1,632,754

Ⅲ. 施設概要

1. 総合図書館の施設概要

所在地 福岡市早良区百道浜3丁目7番1号 電話 092-852-0600
 敷地面積 19,818㎡ F A X 092-852-0609
 延床面積 24,120㎡ 開館日 平成8年6月29日
 構造 鉄筋コンクリート造・地上5階建
 施設内容等

区分		階	面積(㎡)	説明	
図書資料部門	ポピュラー資料部門	1	2,409	小説, 文庫本, 実用書などを排架 館全体の貸出・返却センター	
	こども図書館			乳幼児から中学生までの図書や絵本, 紙芝居などを排架	
	点字図書館			点字図書等の貸出, 対面朗読サービス	
	学習室	1	348	利用者の読書及び学習用(174席)	
	主題別部門	2	4,000	自然科学, 社会科学等のレファレンスカウンター 国際資料部門, 九州国連寄託図書館	
	グループ研究室	2	36	図書館資料を使ったグループ研究用	
	パソコンルーム	2	68	インターネット利用, 持参パソコンの利用	
	マイクロリーダー室	2	17	新聞等のマイクロフィルム閲覧	
	小計		6,878		
	団体貸出	団体貸出書庫	1	420	団体貸出図書の貸出・返却 学校図書館支援センター
団体貸出室		1	143		
文庫連絡室		1	35		
車庫		1	119		
小計		717			
図書保存	新聞収蔵庫	3	460	古い新聞の保存・利用	
	書庫出納室	4	30	最大120万冊保存	
	通常書庫	4	2,001		
	集密書庫	4	690		
小計		3,181			
収集整理室	3	413	図書資料の受入・整理		
計		11,189			
文書資料部門	ギャラリー	1	75	福岡ゆかりの文学資料等を展示	
	文書資料室	2	378	行政資料などを排架 公文書・古文書資料のマイクロフィルム閲覧	
	郷土・特別資料室	2	602	福岡地域に関する郷土資料, アジア文化賞 関係図書, 福岡ゆかりの文学資料等を排架	
	保存スペース	マイクロフィルム保存庫	2	83	公文書, 古文書資料, 郷土資料, 新聞資料 等のマイクロフィルム保存
		文書資料書庫B	2	244	行政資料を保存
		福岡文学資料室	3	50	福岡ゆかりの文学者や団体の資料を保存
		文書資料収蔵庫2	3	125	公文書を保存
		文書資料書庫A	4	406	公文書を保存
		文書資料収蔵庫1	4	377	古文書資料等を保存
		貴重書庫	4	118	古文書資料等を保存
	小計		1,403		
文学資料整理室	3	38	福岡ゆかりの文学資料の収集・整理		
文書資料整理室	3	237	公文書, 古文書資料等の収集・整理		
計		2,733			

2. 分館の施設概要

東図書館	〒813-0044 福岡市東区千早4丁目21番45号 なみきスクエア内 TEL(092)674-3982 FAX(092)674-3973 昭和52年7月16日開館(平成28年6月4日現在地へ移転開館) / 753㎡ (1階) (鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建一部4階建, 延11,566㎡)
和白図書館	〒811-0213 福岡市東区和白丘1丁目22番27号 和白地域交流センター内 TEL(092)608-8490 FAX(092)608-8495 平成15年8月9日開館 / 644㎡ (4階) (鉄筋コンクリート造6階建, 延4,924㎡)
博多図書館	〒812-0015 福岡市博多区山王1丁目13番10号 博多市民センター内 TEL(092)472-5996 FAX(092)472-5999 昭和58年8月26日開館 / 541㎡ (3階) (鉄筋コンクリート造5階建 延4,123㎡)
博多南図書館	〒812-0883 福岡市博多区南本町2丁目3番1号 博多南地域交流センター内 TEL(092)502-8580 FAX(092)502-8579 平成12年1月30日開館 / 563㎡ (2階) (鉄筋コンクリート造11階建, 延18,279㎡うち福岡市部分8,577㎡)
中央図書館	〒810-0042 福岡市中央区赤坂2丁目5番8号 中央市民センター内 TEL(092)751-9534 FAX(092)751-9535 昭和55年3月23日開館 / 486㎡ (1階) (鉄筋コンクリート造3階建一部4階建, 延3,406㎡)
南図書館	〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目8番2号 南市民センター内 TEL(092)561-3048 FAX(092)561-3054 昭和53年7月22日開館 / 478㎡ (1階) (鉄筋コンクリート造3階建, 延5,218㎡)
城南図書館	〒814-0142 福岡市城南区片江5丁目3番25号 城南市民センター内 TEL(092)864-4823 FAX(092)864-4824 昭和59年8月1日開館 / 562㎡ (1階) (鉄筋コンクリート造4階建, 延4,068㎡)
早良図書館	〒814-0006 福岡市早良区百道2丁目2番1号 早良市民センター内 TEL(092)845-8835 FAX(092)845-8841 昭和57年2月14日開館 / 520㎡ (2階) (鉄筋コンクリート造4階建一部5階建, 延4,099㎡)
西図書館	〒819-0005 福岡市西区内浜1丁目4番39号 西市民センター内 TEL(092)884-3874 FAX(092)884-3895 昭和63年3月1日開館 / 453㎡及び児童図書室99㎡ 計552㎡ (1階) (鉄筋コンクリート造4階建, 延5,208㎡)
西部図書館	〒819-0367 福岡市西区西都2丁目1番1号 西部地域交流センター内 TEL(092)807-8802 FAX(092)807-8884 平成22年7月20日開館 / 610㎡ (2階) (鉄筋コンクリート造3階建, 延9,958㎡)

※ 市民センター内にある分館の開館年月日は、市民センターの開館年月日を表示

3. 総合図書館の入館者数（概数）

平成29年度 892千人

※ 総合図書館及び分館の過去の入館者数については、装置の不具合が判明したため掲載しておりません。

IV. 図 書 館 活 動

1. 図書資料部門

図書資料部門（総合図書館）の概要

(1) 基本方針

図書資料部門は、総合図書館を生涯学習推進の中核施設と位置づけ、学習・情報・文化などの各分野において多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるため、市民生活に密着した情報提供を行うとともに、

- ア 本市の図書館ネットワーク全体を統括するセンター機能
- イ 幅広い豊富な資料を備える、高度で多様なレファレンスの中核機能
- ウ 特にアジアを中心とした国際資料・情報の収集・提供を図る国際資料センター機能を有する福岡市図書館の中央館としてその整備充実を図る。

(2) 事業概要

- ア 図書資料の収集・整理・保存
総合図書館は各分館との緊密なネットワークを構成し、図書、逐次刊行物、新聞の収集について一層の充実を努め、本館での基本資料の一元的保存を行う。
- イ 貸出・返却サービスの充実
交通不便等の理由により来館困難な方への利用者サービスの向上を図るため、市中心部、交通結節点など市内10カ所に図書返却ポスト等を設置するとともに、有料宅配サービスを実施している。
また、福岡県立図書館との相互返却サービスの提供も行っている。
- ウ レファレンスサービスの充実
利用者から寄せられる質問・相談に対し、一般参考、人文科学、社会科学、自然科学、国際、国連などの所蔵資料やオンラインデータベース等の電子情報を活用してレファレンスサービスの充実を図る。
- エ 読書普及活動
読書活動ボランティア講座や講演会等を行う。
- オ 団体貸出
地域文庫をはじめとする地域団体、留守家庭子ども会や学校・PTA等の登録団体に対し図書館車や配本車による図書資料の団体貸出を行い、子ども達をはじめ広く市民の読書活動への支援を行う。
- カ 各種図書館間協力ネットワークの構築
県内公共図書館、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館との相互協力ネットワークの推進を図る。
- キ 学校図書館への支援
学校図書館の効果的運用を図るため、総合図書館内に「学校図書館支援センター」を設置し、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行う。

(3) 平成30年度の主な事業

事業名	内 容	実施時期
貸出・返却拠点等の新設	図書館利用者の利便性向上を図るため、新たな図書の貸出・返却拠点の設置について検討し、設置に向けた諸調整を行う。	通年
起業・経営相談会の実施	ビジネス支援のひとつとして、中小企業診断士による起業・経営相談会を実施する。	通年 (月2回。第2・第4日曜日)
学校図書館支援センター	学校からの相談対応、要請及び年間計画による訪問の実施により充実した支援を進める。 学習支援用図書の授業での積極的な活用を進める。 小学校5・6年生を対象とした「小学生読書リーダー養成講座」の日数を引き続き3日間に増やして実施する。	通年 講座 6月
医療情報の提供	課題解決支援として情報提供の充実を図るため、九州がんセンターと連携し、シリーズ化したがんに関する講演会を開催する。	講演会 4月、10月

図書資料部門（分館）の概要

平成8年の総合図書館の設置を機会に、それまでの市民センター内図書室を総合図書館の分館として位置付け、相互に緊密な連携を図り図書館サービスの充実を図っている。

(1) 総合図書館との連携

ア 図書の選定及び購入の一体化

- (ア) 総合図書館で、見計らい新刊書等により選定
- (イ) 発注、購入事務は、総合図書館で一括管理、整備基準も同一

イ サービス方法の一体化

- (ア) 同一の電算オンラインシステムによる登録、貸出、返却（図書貸出カード各館共通利用）
- (イ) 図書の相互貸借による効率的利用
- (ウ) レファレンス業務の有機的連携
- (エ) 全市的な予約受付による迅速な資料提供

ウ 各種読書行事の共同開催

エ 連絡会、研修会等の開催

オ 連絡車を毎日運行

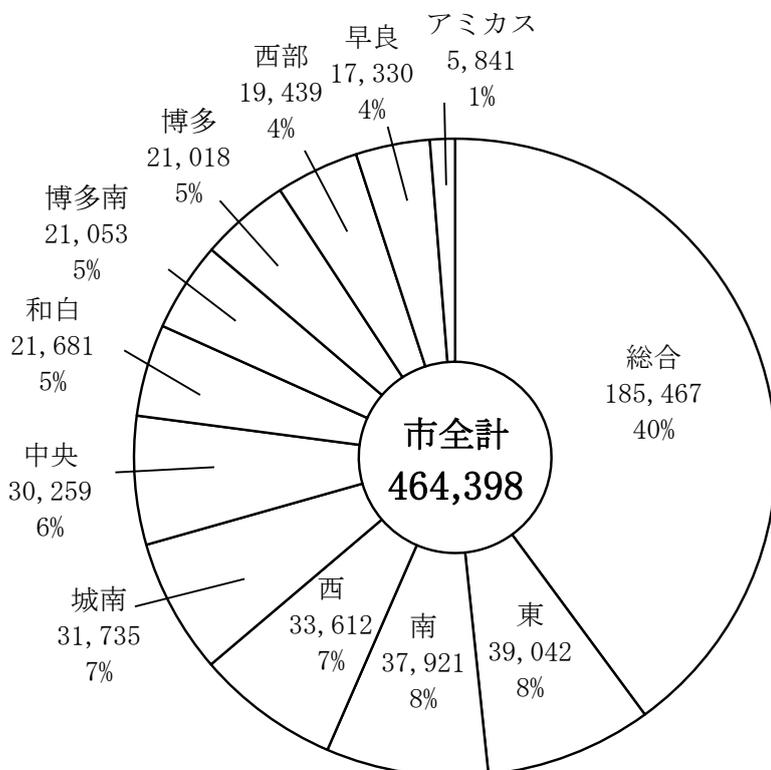
(2) 蔵書及び奉仕活動

各館の図書収容能力は約60,000冊である。一般図書については、教養、家事、趣味、小説などを主として、特に女性や高齢者対象の実用書も充実している。児童図書は誰でも気軽に親しみやすい絵本、物語、むかしばなし、童話や紙芝居などを所有している。また「おはなし会」その他の読書行事等を実施し、地域での読書普及活動に努めている。

総合図書館・分館の活動及び実績

(1) 資料の利用状況

平成29年度個人登録者数 館別構成（単位：人）



ア 個人登録者数

区 分		平成29年度	構成比	平成28年度	平成27年度
総合図書館	児童	12,413	6.7%	12,306	12,288
	生徒	13,670	7.4%	13,274	12,906
	一般	159,384	85.9%	149,949	140,210
	計	185,467	-	175,529	165,404
東図書館	児童	4,572	11.7%	4,056	2,206
	生徒	3,179	8.1%	2,821	2,075
	一般	31,291	80.2%	26,781	18,414
	計	39,042	-	33,658	22,695
和白図書館	児童	1,479	6.8%	1,547	1,633
	生徒	2,077	9.6%	2,060	1,993
	一般	18,125	83.6%	17,327	16,449
	計	21,681	-	20,934	20,075
博多図書館	児童	1,833	8.7%	1,843	1,806
	生徒	1,602	7.6%	1,555	1,461
	一般	17,583	83.7%	16,545	15,403
	計	21,018	-	19,943	18,670
博多南図書館	児童	2,053	9.8%	2,002	1,939
	生徒	1,921	9.1%	1,901	1,848
	一般	17,079	81.1%	16,157	15,239
	計	21,053	-	20,060	19,026
中央図書館	児童	1,772	5.9%	1,730	1,655
	生徒	1,521	5.0%	1,515	1,439
	一般	26,966	89.1%	25,670	24,152
	計	30,259	-	28,915	27,246
南図書館	児童	3,081	8.1%	3,063	3,099
	生徒	3,490	9.2%	3,426	3,358
	一般	31,350	82.7%	29,796	28,004
	計	37,921	-	36,285	34,461
城南図書館	児童	2,887	9.1%	2,931	2,922
	生徒	3,188	10.0%	3,195	3,084
	一般	25,660	80.9%	24,343	22,988
	計	31,735	-	30,469	28,994
早良図書館	児童	1,554	9.0%	1,494	1,431
	生徒	1,458	8.4%	1,451	1,361
	一般	14,318	82.6%	13,760	12,987
	計	17,330	-	16,705	15,779
西図書館	児童	2,859	8.5%	2,912	2,912
	生徒	3,339	9.9%	3,313	3,286
	一般	27,414	81.6%	26,166	24,638
	計	33,612	-	32,391	30,836
西部図書館	児童	2,478	12.8%	2,451	2,410
	生徒	2,278	11.7%	2,045	1,769
	一般	14,683	75.5%	13,403	12,054
	計	19,439	-	17,899	16,233
分館計	児童	24,568	9.0%	24,029	22,013
	生徒	24,053	8.8%	23,282	21,674
	一般	224,469	82.2%	209,948	190,328
	計	273,090	-	257,259	234,015
福岡市男女共同参画 推進センター アミカス図書室	児童	263	4.5%	237	218
	生徒	222	3.8%	204	179
	一般	5,356	91.7%	4,962	4,529
	計	5,841	-	5,403	4,926
合計	児童	37,244	8.0%	36,572	34,519
	生徒	37,945	8.2%	36,760	34,759
	一般	389,209	83.8%	364,859	335,067
	計	464,398	-	438,191	404,345

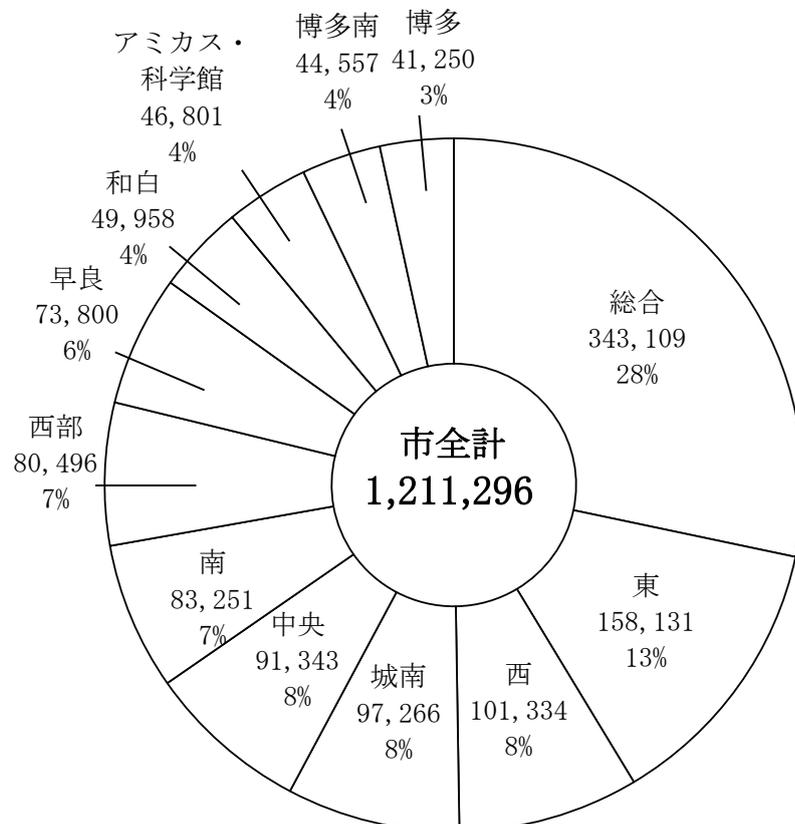
イ 個人貸出利用者数

(単位:人)

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
総 合 図 書 館	343,109	361,641	376,771	395,613	403,307	411,213
分 館 等	東 図 書 館	158,131	130,003	62,232	75,164	77,957
	和 白 図 書 館	49,958	58,082	60,743	58,946	64,699
	博 多 図 書 館	41,250	44,819	48,075	50,232	52,932
	博多南 図 書 館	44,557	48,303	51,990	51,568	57,674
	中 央 図 書 館	91,343	99,984	103,696	105,506	107,820
	南 図 書 館	83,251	81,350	87,369	88,615	91,977
	城 南 図 書 館	97,266	99,718	104,822	106,674	109,317
	早 良 図 書 館	73,800	77,502	75,733	41,680	83,867
	西 図 書 館	101,334	106,919	113,078	118,246	111,680
	西 部 図 書 館	80,496	82,835	86,960	89,100	92,217
	アミカス・科学館	46,801	42,641	46,039	46,007	47,798
	計	868,187	872,156	840,737	831,738	887,413
合 計	1,211,296	1,233,797	1,217,508	1,227,351	1,290,720	1,310,080

* 科学館が平成29年10月1日開館

平成29年度個人貸出利用者数 館別構成 (単位:人)



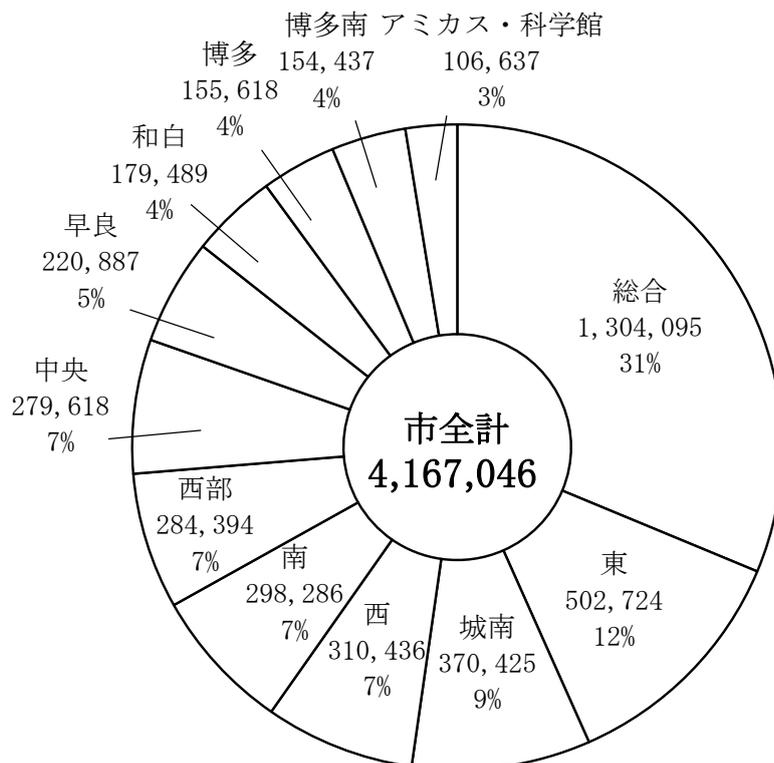
ウ 個人貸出冊数

(単位:冊, %)

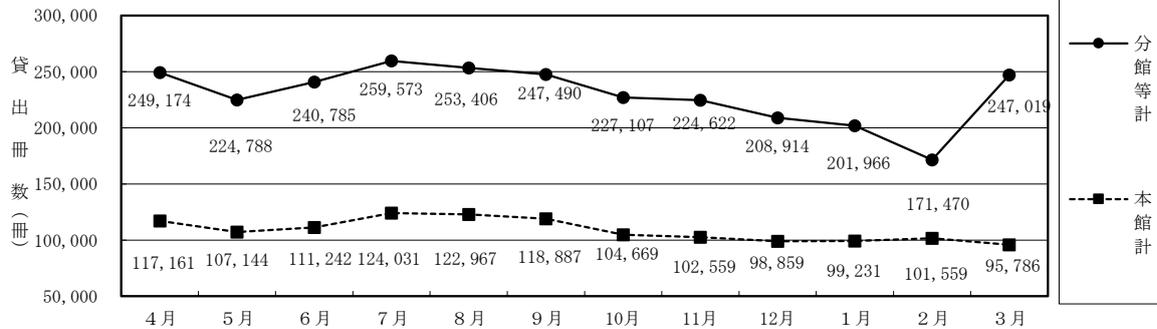
区 分	平成29年度			自動貸出機 利用冊数	平成28年度	平成27年度	平成26年度	
	一般書	児童書	計					
総合図書館	910,940	393,155	1,304,095	599,913 46.0%	1,375,600	1,449,611	1,521,851	
分 館 等	東図書館	322,102	180,622	502,724	263,808 52.5%	415,780	232,515	282,955
	和白図書館	124,731	54,758	179,489	125,333 69.8%	213,354	225,554	217,277
	博多図書館	98,242	57,376	155,618	84,177 54.1%	169,200	181,674	189,684
	博多南図書館	98,559	55,878	154,437	84,390 54.6%	166,828	185,923	188,319
	中央図書館	199,326	80,292	279,618	127,710 45.7%	304,773	316,838	327,334
	南図書館	184,594	113,692	298,286	150,302 50.4%	288,736	309,486	314,033
	城南図書館	238,290	132,135	370,425	179,075 48.3%	377,656	398,326	403,123
	早良図書館	151,724	69,163	220,887	103,899 47.0%	234,800	232,889	125,609
	西図書館	207,142	103,294	310,436	148,207 47.7%	330,842	356,325	373,652
	西部図書館	172,780	111,614	284,394	180,569 63.5%	299,020	317,897	328,228
	アミカス・科学館	86,360	20,277	106,637	0 0.0%	97,514	104,878	106,410
	計	1,883,850	979,101	2,862,951	1,447,470 50.6%	2,898,503	2,862,305	2,856,624
合計	2,794,790	1,372,256	4,167,046	2,047,383 49.1%	4,274,103	4,311,916	4,378,475	

※「自動貸出機利用冊数」は、貸出冊数計の内、自動貸出機を利用して貸出された冊数及び貸出冊数計に占める割合

平成29年度個人貸出冊数 館別構成 (単位:冊)



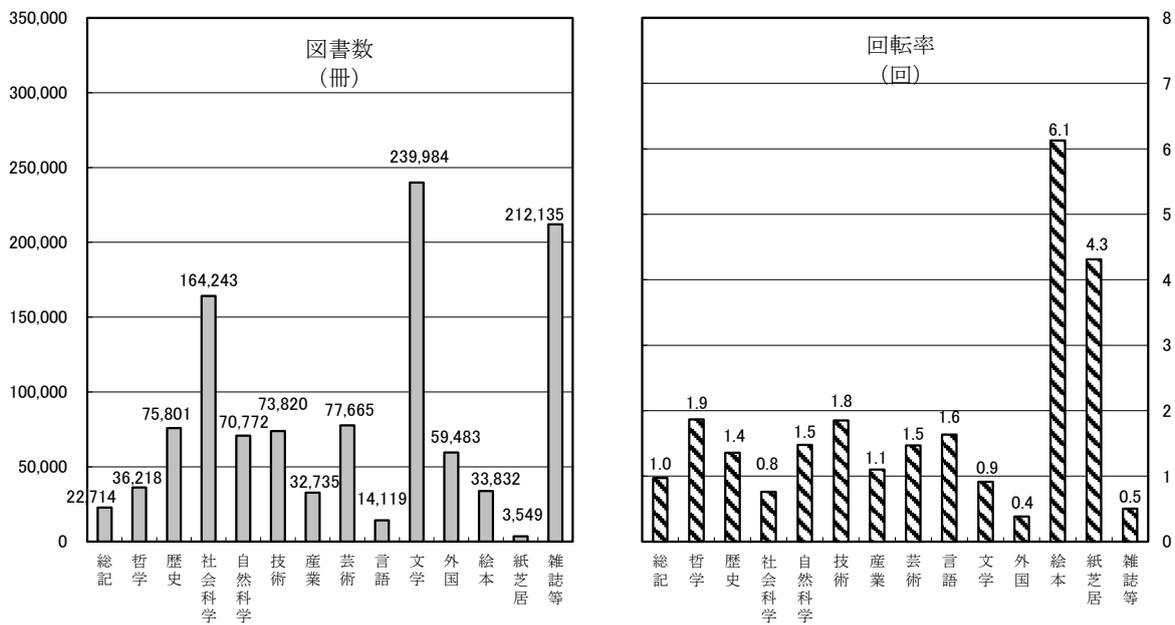
エ 月別貸出冊数の推移(平成29年度)



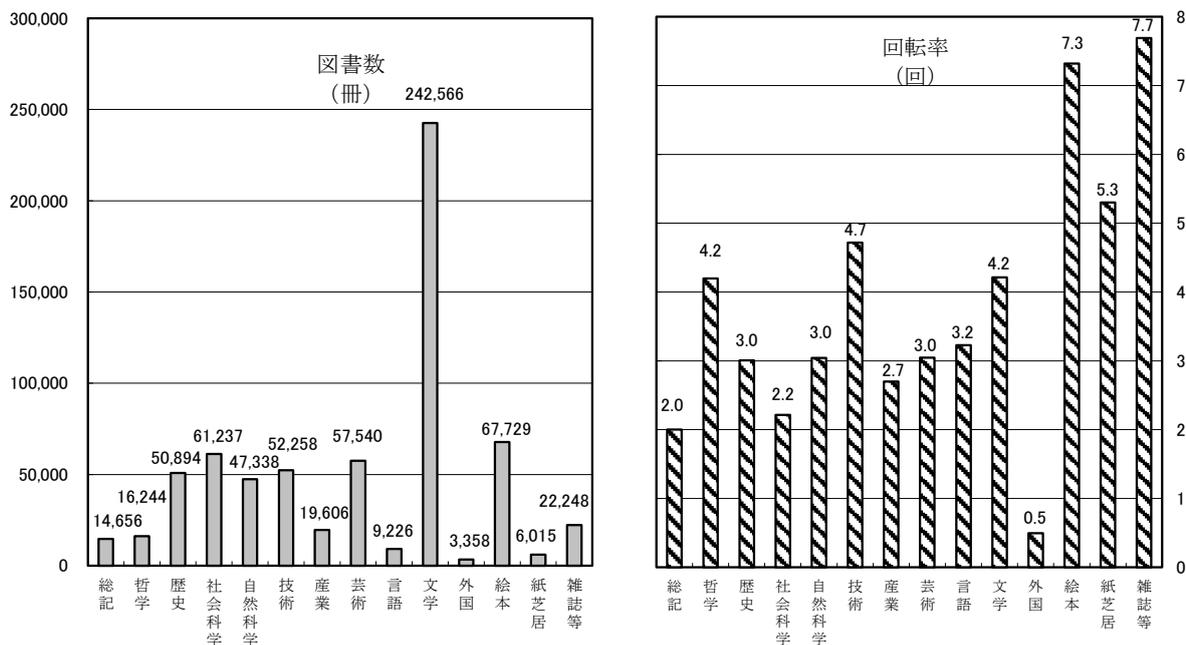
※ 図書特別整理期間 : 平成30年1月22日から1月31日 早良図書館
 平成30年2月 5日から2月11日 東図書館
 平成30年2月 5日から2月13日 博多南, 南, 西部図書館
 平成30年2月19日から2月28日 和白, 博多, 中央, 城南, 西図書館
 平成30年3月 5日から3月12日 総合図書館

オ 貸出可能図書分類別利用状況(平成29年度)

(ア) 総合図書館

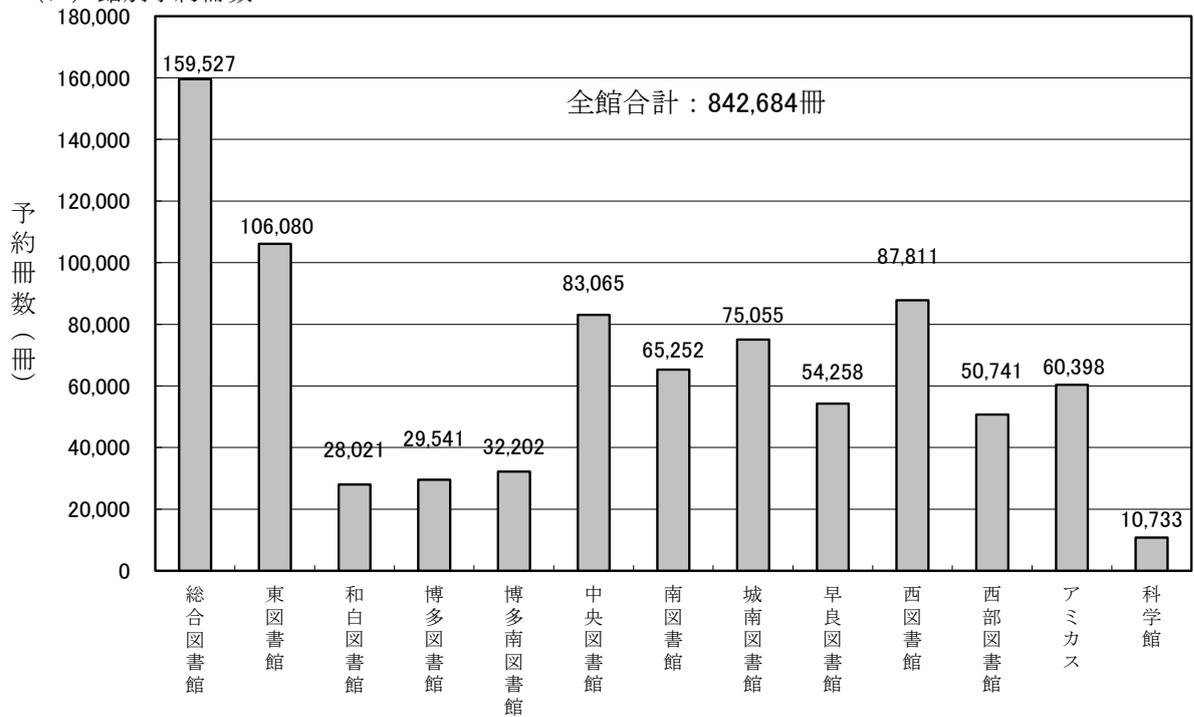


(イ) 分館

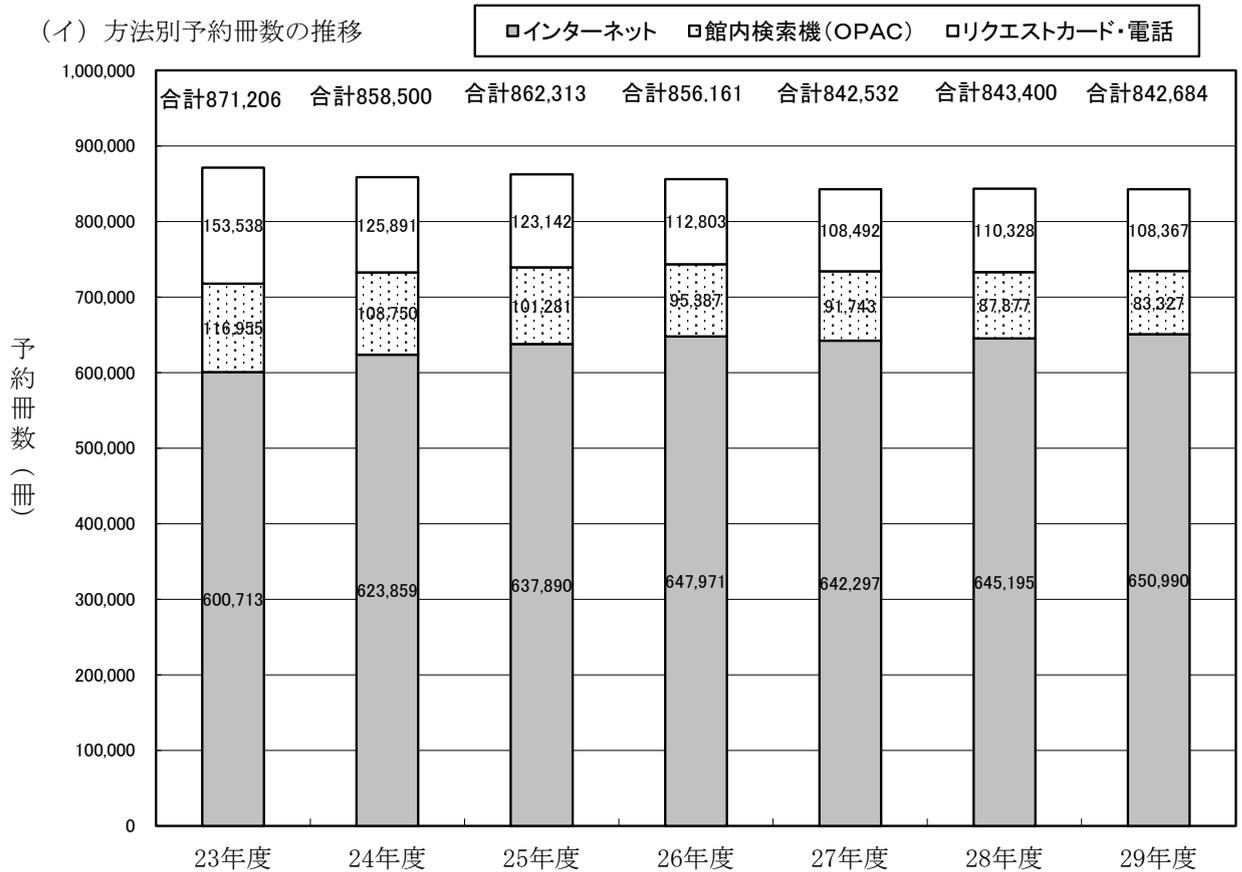


カ 予約（リクエスト）サービス（平成29年度）

(ア) 館別予約冊数



(イ) 方法別予約冊数の推移



(ウ) Web OPAC 検索件数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
アクセス件数	1,288,206	1,290,530	1,300,701	1,285,267

※ インターネットからの蔵書検索回数

(2) 資料の収集状況

ア 図書

区 分		平成29年度収集			除籍等	平成29年度末 蔵書冊数	
		購入	寄贈等	計			
総合 図書 館	一般	一般図書	5,414	2,074	7,488	4,015	729,738
		参考図書	465	142	607	0	66,640
		国際資料	905	318	1,223	110	75,581
		郷土資料	298	604	902	0	101,433
		小 計	7,082	3,138	10,220	4,125	973,392
	こども	児童研究資料	212	76	288	60	29,085
		児童資料	1,235	206	1,441	2,328	107,859
		小 計	1,447	282	1,729	2,388	136,944
	団体 貸出	一般図書	538	73	611	354	51,678
		児童図書	3,035	31	3,066	2,269	134,629
小 計		3,573	104	3,677	2,623	186,307	
計		12,102	3,524	15,626	9,136	1,296,643	
東	一般図書	1,086	1,153	2,239	304	43,788	
	児童図書	361	1,090	1,451	95	20,824	
	小 計	1,447	2,243	3,690	399	64,612	
和 白	一般図書	804	315	1,119	1,075	54,326	
	児童図書	417	93	510	144	23,161	
	小 計	1,221	408	1,629	1,219	77,487	
博 多	一般図書	781	120	901	1,703	43,545	
	児童図書	397	36	433	399	20,993	
	小 計	1,178	156	1,334	2,102	64,538	
博 多 南	一般図書	909	144	1,053	1,529	46,515	
	児童図書	291	33	324	367	27,680	
	小 計	1,200	177	1,377	1,896	74,195	
中 央	一般図書	949	219	1,168	1,748	44,805	
	児童図書	386	68	454	356	20,133	
	小 計	1,335	287	1,622	2,104	64,938	
南	一般図書	837	223	1,060	3,473	43,118	
	児童図書	446	68	514	1,036	17,549	
	小 計	1,283	291	1,574	4,509	60,667	
城 南	一般図書	831	307	1,138	1,168	44,863	
	児童図書	401	55	456	377	19,015	
	小 計	1,232	362	1,594	1,545	63,878	
早 良	一般図書	851	220	1,071	463	41,742	
	児童図書	409	69	478	157	19,798	
	小 計	1,260	289	1,549	620	61,540	
西	一般図書	901	271	1,172	1,705	40,661	
	児童図書	427	53	480	776	17,762	
	小 計	1,328	324	1,652	2,481	58,423	
西 部	一般図書	870	236	1,106	1,221	51,967	
	児童図書	356	49	405	137	17,175	
	小 計	1,226	285	1,511	1,358	69,142	
分館計		12,710	4,822	17,532	18,233	659,420	
合 計		24,812	8,346	33,158	27,369	1,956,063	

(単位：冊)

平成28年度末 蔵書冊数	平成27年度末 蔵書冊数	平成26年度末 蔵書冊数	平成25年度末 蔵書冊数	平成24年度末 蔵書冊数	平成23年度末 蔵書冊数
726,265	722,174	717,602	714,145	705,857	696,922
66,033	65,330	64,648	63,991	63,142	62,159
74,468	73,315	72,161	70,984	68,953	67,475
100,531	99,739	98,598	97,603	96,450	95,525
967,297	960,558	953,009	946,723	934,402	922,081
28,857	28,541	28,687	28,400	28,219	27,337
108,746	107,689	106,156	105,494	102,497	101,820
137,603	136,230	134,843	133,894	130,716	129,157
51,421	54,458	55,710	57,207	59,084	59,628
133,832	138,542	143,008	144,921	144,005	142,267
185,253	193,000	198,718	202,128	203,089	201,895
1,290,153	1,289,788	1,286,570	1,282,745	1,268,207	1,253,133
41,853	37,809	43,729	43,441	43,899	44,461
19,468	17,260	18,720	18,667	18,856	18,640
61,321	55,069	62,449	62,108	62,755	63,101
54,282	53,976	53,737	54,312	54,706	54,394
22,795	22,789	22,428	22,161	22,085	21,710
77,077	76,765	76,165	76,473	76,791	76,104
44,347	44,927	44,804	45,145	45,541	45,333
20,959	20,671	20,294	20,634	21,234	21,262
65,306	65,598	65,098	65,779	66,775	66,595
46,991	47,258	47,687	47,568	48,252	47,282
27,723	27,498	27,621	27,737	27,896	27,334
74,714	74,756	75,308	75,305	76,148	74,616
45,385	45,328	46,439	45,829	45,613	44,909
20,035	20,004	20,138	20,035	19,697	19,440
65,420	65,332	66,577	65,864	65,310	64,349
45,531	46,193	45,965	46,647	47,420	49,057
18,071	17,894	17,630	17,485	19,084	19,718
63,602	64,087	63,595	64,132	66,504	68,775
44,893	45,073	45,267	44,968	46,014	48,119
18,936	18,847	18,557	18,465	19,118	19,632
63,829	63,920	63,824	63,433	65,132	67,751
41,134	40,422	40,058	41,568	42,093	41,819
19,477	19,329	19,066	19,231	19,190	19,190
60,611	59,751	59,124	60,799	61,283	61,009
41,194	43,181	42,873	42,735	42,095	41,504
18,058	18,584	18,175	18,403	18,021	18,124
59,252	61,765	61,048	61,138	60,116	59,628
52,082	51,701	50,993	49,837	48,488	46,617
16,907	16,595	16,286	15,932	15,471	14,955
68,989	68,296	67,279	65,769	63,959	61,572
660,121	655,339	660,467	660,800	664,773	663,500
1,950,274	1,945,127	1,947,037	1,943,545	1,932,980	1,916,633

イ 逐次刊行物収集一覧(平成30年4月1日現在)

区 分	購 入						その他の寄贈	
	雑 誌		新 聞		法令集 追 録	国会議 事録他	雑誌	新聞
	日本	外国	日本	外国				
総 合	464種	44種	47種	18種	6種	2種	531種	14種
東	69種	—	7種	—	—	—	5種	7種
和 白	104種	—	8種	—	—	—	6種	8種
博 多	64種	—	6種	—	—	—	2種	6種
博 多南	77種	—	6種	—	—	—	2種	6種
中 央	67種	—	6種	—	—	—	4種	6種
南	68種	—	6種	—	—	—	4種	4種
城 南	66種	—	6種	—	—	—	8種	6種
早 良	69種	—	6種	—	—	—	2種	7種
西	62種	—	6種	—	—	—	1種	6種
西 部	63種	—	7種	—	—	—	3種	8種

ウ マイクロフィルム (平成30年4月1日現在) (単位:巻)

新 聞	雑 誌	明治期刊行図書	官 報	一般資料	計
5,996	53	16,358	1,079	722	24,208

エ CD-ROM, DVD-ROM (平成30年4月1日現在) タイトル数 11種類
 オンラインデータベース (平成30年4月1日現在) タイトル数 7種類

(3) その他の利用状況

ア 個人貸出部門

(ア) 相談事務 (平成29年度)

① 主題別部門

(単位:件)

区 分	窓口相談	電話相談	文書相談	電子メール	計
レファレンス	21,347	8,449	79	46	29,921
利 用 案 内	9,780	1,867	0	28	11,675
計	31,127	10,316	79	74	41,596

レファレンスの部門別内訳

(単位:件)

区 分		所蔵調査	書誌調査	文献調査	事実調査	計
一般参考 部 門	口 頭	117	1	33	3	154
	電 話	20	0	3	3	26
	文書・FAX	0	0	0	0	0
	電子メール	0	0	0	0	0
	計	137	1	36	6	180
人文科学 部 門	口 頭	6,288	47	4,110	297	10,742
	電 話	4,477	18	510	159	5,164
	文書・FAX	5	2	10	18	35
	電子メール	9	3	10	4	26
	計	10,779	70	4,640	478	15,967
社会科学 部 門	口 頭	1,543	4	923	169	2,639
	電 話	861	6	173	63	1,103
	文書・FAX	0	3	16	2	21
	電子メール	3	0	7	1	11
	計	2,407	13	1,119	235	3,774
自然科学 部 門	口 頭	1,315	13	899	65	2,292
	電 話	796	8	203	24	1,031
	文書・FAX	1	0	15	5	21
	電子メール	3	0	5	0	8
	計	2,115	21	1,122	94	3,352
国際資料 部 門	口 頭	3,099	3	1,496	358	4,956
	電 話	773	2	272	29	1,076
	文書・FAX	0	0	2	0	2
	電子メール	0	0	1	0	1
	計	3,872	5	1,771	387	6,035
国連資料 部 門	口 頭	214	0	295	55	564
	電 話	26	0	16	7	49
	文書・FAX	0	0	0	0	0
	電子メール	0	0	0	0	0
	計	240	0	311	62	613
計	口 頭	12,576	68	7,756	947	21,347
	電 話	6,953	34	1,177	285	8,449
	文書・FAX	6	5	43	25	79
	電子メール	15	3	23	5	46
	計	19,550	110	8,999	1,262	29,921

②ポピュラー部門（平成29年度）（単位：件）

区 分	窓口相談	電話相談	計
レファレンス	11,644	25	11,669
利用案内	18,661	4,840	23,501
計	30,305	4,865	35,170

③こども図書館（平成29年度）（単位：件）

区 分	窓口相談	電話相談	計
レファレンス	10,117	53	10,170
利用案内	6,668	36	6,704
計	16,785	89	16,874

④各分館（平成29年度）

（単位：件）

区 分	東		和白		博多		博多南		中央		南		城南		早良		西		西部		計	
	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話										
レファレンス	4,570	1,116	2,512	404	1,946	504	1,699	646	4,050	2,576	3,469	892	6,272	3,141	3,205	583	3,722	504	2,903	727	34,348	11,093
利用案内	5,145	2,856	1,793	1,279	838	687	800	590	3,683	3,159	4,571	1,613	9,508	3,750	2,859	1,575	3,713	1,205	3,019	1,295	35,929	18,009
計	9,715	3,972	4,305	1,683	2,784	1,191	2,499	1,236	7,733	5,735	8,040	2,505	15,780	6,891	6,064	2,158	7,435	1,709	5,922	2,022	70,277	29,102

⑤国立国会図書館のレファレンス協同データベース登録状況

（単位：件）

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
事例登録数	100	70	76
事例被参照数	133,102	97,612	90,630

※全国の図書館等がレファレンス事例を登録し、図書館員や一般利用者に提供するシステム

(イ) 複写サービス

（単位：枚）

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
電子（モノクロ） （CD-ROM含む）	278,522	323,505	338,320
電子（カラー）	3,737	4,461	4,545
マイクロフィルム	14,634	10,633	12,500
計	296,893	338,599	355,365

(ウ) マイクロフィルム等閲覧件数

（単位：件）

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
マイクロフィルム	2,000	1,745	2,939
CD-ROM等	1,307	1,208	1,276
インターネット	7,528	8,070	7,749

※郷土資料は除く。

(エ) 国立国会図書館 デジタル化資料送信サービス利用状況

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
利用者数（人）	140	105	160
複写タイトル数（件）	278	212	329
【再計】複写枚数（枚）	3,280	2,524	2,229

※国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料が対象（平成26年1月21日～ サービス開始）

※デジタル化資料送信サービスの複写枚数は、（イ）複写サービスの枚数に含む。

(オ) ボランティア活動実績

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
登録者	74人	81人	93人
1日平均活動人数	5.89人	5.47人	5.27人
1回あたりの平均活動時間	1時間42分	1時間45分	1時間48分
総活動時間	2,885時間	2,775時間	2,756時間

イ 団体貸出部門

(ア) 登録団体(各年度：4月1日現在)

区 分	平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度		平成26年度	
	団体	会員数								
公 民 館	61	6,473	61	6,526	56	7,082	56	6,640	57	6,850
留守家庭 子ども会	127	15,511	126	14,914	123	13,353	121	10,313	118	9,927
集会所等	73	10,590	65	9,892	61	9,803	60	9,742	58	9,978
学校・PTA	78	29,848	76	28,270	73	26,993	72	26,692	72	28,775
高齢者施設等	47	21,369	47	21,272	43	3,503	40	4,300	39	4,285
計	386	83,791	375	80,874	356	60,734	349	57,687	344	59,815

(イ) 区別登録団体数(各年度：4月1日現在)

区 分	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
平成30年度	73	38	36	48	33	96	62	386
平成29年度	72	36	31	47	34	94	61	375
平成28年度	68	37	29	43	32	90	57	356
平成27年度	73	36	30	39	30	87	54	349
平成26年度	73	35	31	39	29	85	52	344

(ウ) 団体貸出状況

区 分	児 童		一 般		計	
	配本冊数	利用冊数	配本冊数	利用冊数	配本冊数	利用冊数
平成29年度	189,062	226,719	34,178	41,004	223,240	267,723
平成28年度	197,940	236,969	34,810	41,768	232,750	278,737
平成27年度	195,621	229,890	33,296	39,331	228,917	269,221
平成26年度	195,597	224,864	34,003	39,459	229,600	264,323
平成25年度	200,086	236,100	36,369	43,593	236,455	279,693

(4) 読書普及活動 (平成29年度)

ア 読書行事
総合図書館

行事名		期日	内容	講師等(敬称略)	回数	延べ 参加人数等
読書活動 ボランティア 講座	絵本の読み 聞かせコース	5月25日(木)	読み聞かせの基本	佐賀女子短期大学教授 白根恵子	8	382
		6月2日(金)	読み聞かせの実演	福岡おはなしの会会員		
		6月13・15・16日 のうち1日	読み聞かせの実習	〃		
		6月20・22・23日 のうち1日	〃	〃		
	ストーリー テリングコース	9月15日(金)	ストーリーテリングの基本	佐賀女子短期大学教授 白根恵子	7	176
		9月20日(水)	ストーリーテリングの実演	福岡おはなしの会会員		
		11月15・17日 のうち1日	ストーリーテリングの実習	〃		
		11月22日・24日 のうち1日	〃	〃		
	2月23日(金)	〃 おさらい会	〃			
おはなし会	毎週土曜日 日曜日	幼児から小学生を対象に、おはなし、絵本の読み聞かせ、紙芝居等	図書館職員 福岡おはなしの会会員	99	3,437	
こぐまちゃん おはなし会	毎月第2金曜日	0～2歳児と保護者を対象に、わらべうた、絵本の読み聞かせ等	福岡おはなしの会会員	12	765	
こどもの日 特別おはなし会	5月5日(金)	幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ、折り紙あそび、紙のけんだま作り、日本の昔ばなし絵本の展示	福岡おはなしの会会員	1	148	
一日おはなし会	7月23日(日)	幼児から小学生を対象に、おはなし、絵本の読み聞かせ等	福岡おはなしの会会員 (共催)	1	207	
クリスマス 特別おはなし会	12月17日(日)	幼児から小学生を対象に、おはなし、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、パズルあそび等	福岡おはなしの会会員	1	284	
大人のためのおはなし会 (ストーリーテリングのタベ)	5月20日(土) 8月19日(土) 10月28日(土) 1月27日(土)	大人を対象に日本の昔話、世界の話、創作の物語を聞いて楽しむおはなし会	福岡おはなしの会会員 (共催)	4	290	
布の絵本講習会	5月18日(木)から 7月6日(木)まで	手づくり布の絵本作成の講習	手づくり布の絵本の会 (共催)	6	180	
	9月7日(木)から 11月16日(木)まで			6	290	
小学生読書リーダー 養成講座	6月10日(土) 6月17日(土) 6月24日(土)	小学5～6年生を対象に、読書の意義、図書館の本の探し方、絵本の読み聞かせ等の講習を行い、学校図書館活動の実践での活用を図る。	図書館職員	3	263 (認定者数)	
夏休み図書館の 達人講座	8月3日(木) 8月4日(金)	小学4～6年生を対象に、夏休みの自由研究等にも役立つ、図書館を利用した調べ学習の方法を学ぶことで、図書館の利用に関する基本的知識の習得を図る。	図書館職員	2	16	
福岡市ブック スタート事業 「絵本ふれあい タイム」 ボランティア研修	9月21日(木)	乳幼児の4か月児健診の機会に赤ちゃんに絵本を手渡すブックスタート事業で、絵本の読み聞かせの楽しみ方や赤ちゃんとの遊び方等を説明、実演するボランティアの研修	図書館職員 八尋理恵 (太宰府市こども文庫・読書サークル連絡協議会代表)	1	66	
読書ノートの配付	こども読書週間 (4/23～5/12)、福岡 市子どもと本の日 (毎月23日)に配付	読んだ本の感想や読みたい本等をメモする読書ノートを配付し、子どもの読書を支援する。		27	557	
九州がんセンター がん情報講演会	6月11日(日)	乳がんについて	九州がんセンター 乳腺科部長 徳永 えり子	1	51	
	10月29日(日)	肺がんについて	九州がんセンター 呼吸器腫瘍科医師 大場 太郎	1	40	
おはしとえんぴつの 正しい持ち方	8月10日(木) 2月18日(日)	幼児・小学生と保護者・育児支援関係者を対象に、おはしと鉛筆の正しい持ち方を練習する。	お箸・鉛筆持ち方アドバイザー 吉村 志徳美	2	91	
アジアのこぼれ おはなし会	10月22日(日)	中国語、インドネシア語、ベトナム語による読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター等	中国語 修 雪 インドネシア語 遠藤 Fabiola ベトナム語 Bich Van	1	30	
としょかんde落語会	3月21日(水)	図書館利用の促進を図るため、早良区出身の落語家を招待し、図書館で落語会を開催。	一般社団法人落語協会 二ツ目 林家 はな平	1	37	
本の修理講座	10月12日(木)	基本的な本の修理方法を学ぶ	くまもと森都心プラザ図書館職員 清水谷 舞	2	40	

分館

分館名	行事名	回数	参加人数	分館名	行事名	回数	参加人数	
東 図書館	ひまわりおはなし会 (毎週土曜日)	51	1,059	博多南図書館	どうようおはなし会 (毎週土曜日)	50	590	
	たんぽおはなし会 (毎月第1, 3水曜日)	44	1,268		赤ちゃんおはなし会 (毎月第4水曜日)	10	261	
	文学座俳優による朗読会	1	40		講談社「本とあそぼう全国訪問おはなし隊」キャラバンカー乗場	1	67	
	ぬいぐるみおとまり会	1	51		星空ウォッチング「星座早見表をつくってみよう！」	1	34	
	切り絵講座	1	9		豆本教室	2	38	
	ハーブ教室	1	15		ふゆのおはなし会	1	177	
	本のふくぶくろ	1	65		中央図書館	どうようおはなし会 (毎週土曜日)	46	415
	こどもの日おはなし会&工作	1	29			赤ちゃんおはなし会 (毎月第4木曜日)	10	458
	小学生のためのこわ〜いおはなし会	1	30			夏のおはなし会	1	63
	小さい子のためのわくわくおはなし会	1	70			夏のコワイおはなし会	1	26
	おりがみでモビール	1	40			工作・おはなし会	2	36
	絵本を聴こう〜朗読と音楽〜	1	150			冬のおはなし会	1	64
	クリスマスおはなし会&工作	1	194		南 図書館	どうようおはなし会 (毎週土曜日)	51	849
	スノードームをつくろう	1	28	赤ちゃんおはなし会 (毎月第2木曜日)		24	580	
	ピブリオバトル	2	91	きいてよおはなし		2	70	
	トークショー「ブックオカ〜福岡を本の街に」	1	38	こどものつどい		1	89	
	トークセッション「出版社の近未来と図書館」	1	33	工作教室 (ちょうちんおぼけをつくろう)		1	31	
	カンボジア料理教室	1	15	クリスマスつどい		1	149	
	1周年アニバーサリーおはなし会「時の記念日」	1	27	音読会	1	9		
	サンジョルディの日	1	200	城南図書館	どうようおはなし会 (毎週土曜日)	55	826	
	命を守る水教室	1	34		赤ちゃんおはなし会 (毎月第3木曜日)	12	543	
	しおり作り	1	10		秋のスペシャルおはなし会	1	75	
	市の出前講座「ICTでハッピーライフ」	1	8	早良図書館	どうようおはなし会 (毎週土曜日)	50	535	
	生のヒバで作るクリスマスミニツリー	1	20		赤ちゃんむけおはなし会 (毎月第4木曜日)	12	538	
	プロが話す！発見！チョコレートのみみつ	1	47		どうようおはなし会スペシャル	1	36	
	苔玉観葉作り	1	53		おりがみきょうしつ	12	146	
					早良市民センター文化祭特別おはなし会	1	40	
	和 白 図書館	どうようおはなし会 (毎週土曜日)	51	549	西 図書館	どうようおはなし会 (毎週土曜日)	49	646
赤ちゃんおはなし会 (毎月第2木曜日)		12	240	赤ちゃんおはなし会 (毎月第4水曜日)		24	642	
考古学教室		1	41	小学生のためのおはなし会 (毎月第2日曜日)		12	95	
認知症予防講座		1	11	春のおはなし会		1	19	
				冬のおはなし会	1	102		
博 多 図書館	どうようおはなし会 (毎月第1・2・4土曜日)	32	430	西 部 図書館	どうようおはなし会 (毎週土曜日)	51	1,458	
	赤ちゃんおはなし会 (毎月第2土曜日)	12	299		赤ちゃんおはなし会 (毎月第1水曜日)	22	742	
	なつのおはなし会	1	23		夏のおはなし会	1	31	
	あきのおはなし会	1	12		秋のおはなし会	1	21	
	青空おはなし会	1	35		冬のおはなし会	1	26	
	青空手づくりきょうしつ	1	41		音読タイム	4	38	
	手づくりきょうしつ	12	200		考古学教室 (匂玉づくり)	1	16	
	なつの手づくりきょうしつ	1	65		文化講座① (錬金術とユング)	1	32	
	布の絵本の会	11	41		文化講座② (美術館のコレクションとリニューアル)	1	16	
	夏休み読書感想文お助け講座	1	3		夏休み講座 (楽しく学べる植物園)	1	13	
	夏休み手芸教室	1	23		健康講座	1	16	
	子育て応援講座	2	33					
	ふゆのおはなし会	1	40					

イ 展示

展示部門	月	内 容	月	内 容	月	内 容
ポピュラー 部 門	4月	身近な“ハテナ”を考えよう	8月	エジプトと世界の遺跡	12月	幕末から明治
	5月	ヨーロッパ	9月	ジャズ誕生100周年	1月	〃
	6月	雨	10月	全館統一展示	2月	オリンピックを楽しもう
	7月	りかちゃん誕生50年	11月	伝統芸能	3月	活躍している人
こ ども 図 書 館	4月	昔話『しろいえほん』関連の展示	8月	夏休み特集	12月	知ってよかった
	5月	たいせつないのち	9月	アジア	1月	〃
	6月	〃	10月	どの本読もうかな？	2月	かこ さとしの本
	7月	夏休み特集	11月	秋	3月	犬とねこ
主 題 別 部 門 (左から人文, 社会, 自然)	4月	文学・芸術の賞		線路は続く 駅・鉄道		自然災害
	5月	仏教美術		100年企業 会社, (商店街)		介護, 看護
	6月	心理学あれこれ		手紙・郵便		時間
	7月	世界遺産		日本の祭り		川と海
	8月	昭和の歌		子どもの貧困を考える		生物多様性
	9月	アジア		防災・危機管理		ペットと人・人の暮らしと動物
	10月	私の読書		図書館マンス		図書館マンス
	11月	工芸品 つくる・みる		働き方を考える		地産地消・農を考える
	12月	武器 (甲冑・刀剣など)		みんなの権利・人権		温泉
	1月	日本の神々		年中行事 (和を知る)		化粧
2月	紀行・案内記		韓国		菓子 (スイーツ)・あまーい本	
3月	〃		〃		〃	
国 際 部 門	4月	Welcome to Japan!	8月	日本の旅	12月	和食の魅力
	5月	タイ	9月	ミャンマー	1月	韓国を巡る
	6月	世界の指導者たち	10月	図書館マンス	2月	世界の文学賞
	7月	正岡子規生誕150周年	11月	マレーシア	3月	〃

(5) 各種図書館間協力ネットワーク

ア 相互貸借（平成29年度）

（単位：冊）

貸借	館種	国立国会図書館	福岡県内			小計	福岡県外	計
			福岡県立	大学	その他			
借入		27	2,043	225	5,512	7,780	607	8,414
貸出		0	413	163	4,028	4,604	662	5,266
計		27	2,456	388	9,540	12,384	1,269	13,680

イ 大学図書館とのネットワーク

公共図書館で所蔵していない専門書や学術書等の資料を幅広く市民に提供するため、福岡市に所在する大学の図書館と協定を結び相互貸借を行っている。

平成30年4月1日現在、8大学と協定を締結している。

（ア）経過（相互貸借開始日）

- 平成13年3月2日 九州大学中央図書館
- 平成14年10月1日 九州大学六本松分館，医学分館，九州芸術工科大学図書館（九州大学芸術工学分館）
福岡工業大学附属図書館，福岡歯科大学情報図書館，福岡女学院大学図書館
- 平成16年5月1日 西南学院大学図書館
- 平成16年10月1日 九州産業大学図書館
- 平成17年4月1日 福岡女子大学附属図書館
- 平成18年4月1日 中村学園大学図書館
- 平成18年11月1日 福岡大学図書館
- 平成20年4月1日 九州大学理系図書館，筑紫分館
- 平成21年2月18日 九州大学六本松分館閉館
- 平成21年4月1日 九州大学理系図書館が伊都図書館に改名
- 平成30年3月31日 九州大学と相互貸借に関する申し合わせを解消

（イ）相互貸借実績（平成29年度）

借受 188冊 貸出 143冊 （市内の協定大学分のみ再掲）

ウ 他施設図書室とのネットワーク

各分館の他に下記の図書室とネットワークを結び，利便性の向上等を図っている。

※注 A：総合図書館・分館が所蔵する本 B：各図書室それぞれが所蔵する本

区分	名称	福岡市男女共同参画推進センター（アミカス）図書室	公益財団法人博多駅地区土地区画整理記念会館図書室	福岡市科学館
	所在地	福岡市南区高宮3丁目3番1号	福岡市博多区博多駅前四丁目23番9号	福岡市中央区六本松四丁目2-1
	TEL/FAX	(092) 526-3755 / 526-3766	(092) 771-8861 / 771-8863	(092) 731-2525 / 731-2530
総合・分館の館内検索機の設置	○	○	○	
総合図書館ホームページでの蔵書検索	○ （予約や貸出延長等も可能）	×	×	
貸出カードの共通化	○ （総合・分館と同じ貸出カード）	×	×	
Aの各図書室での返却受付	○	○ （本を総合・分館に送付するのみ）	○	
Aの各図書室での予約本の受取	○	×	○	
Bの総合・分館での返却受付	○	○ （本を会館図書室に送付するのみ）	×	
Bの総合・分館での予約本の受取	○	×	×	

(6) 館外での図書貸出・返却サービス

平成22年8月から利用者の利便性の向上を図るため、総合図書館および各分館などの図書館（室）閉館時間にも本の返却が出来る図書返却ポスト及び返却拠点の設置を進めている。

また、自宅で図書の受け取りができる有料宅配サービスも行っている。

	設置場所	受付時間（営業時間）	29年度 返却冊数	28年度 返却冊数	設置 年月	備 考
返 却	地下鉄「博多駅（博多口）」 お客様サービスセンター （定期券うりば）	月曜～土曜 7:00～20:00 日曜・休日 9:00～20:00 休業日 1月1～1月3日	46,315	46,777	22年8月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可
	地下鉄「別府駅」 お客様サービスセンター （定期券うりば）	月曜～土曜 7:00～19:00 休業日 日・休日及び 1月1～1月3日	20,816	22,057	22年8月	同 上
	情報プラザ （福岡市役所本庁舎1階）	毎 日 9:00～20:00 休業日 12月31日～1月3日	35,645	36,668	22年8月	同 上
	早良区入部出張所 （玄関前設置）	24時間利用可 年中無休	10,817	10,219	24年4月	同 上
	ときめきショップ ありがた屋 （西鉄薬院駅ビル1F）	月曜～土曜 10:00～20:00 日曜・休日 10:00～18:00 休業日 年末年始	7,571	13,926	24年4月	同 上 （ただし、付録DVD・CDに限り返却 可） ※H29.11.1より一時間店
	ハートフルショップ momomo （地下鉄西新駅構内）	月曜～金曜 10:00～20:00 土曜 10:00～19:00 休業日 日・休日・年末年始	17,319	18,089	24年4月	同 上
	福岡県立図書館	開館時間中	6,157	7,252	24年10月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可
	木の葉モール橋本	施設駐車場利用可能時間 7:00～24:00	64,249	63,752	26年4月	同 上
	ふくふくプラザ 福祉図書・情報室 （返却ポストは施設玄関前に設置）	図書室 10:00～18:00 返却ポスト 8:30～21:00 * 毎月第3火曜日と12/28は 8:30～18:00 休館日 毎月第3火曜日 12月28日～1月3日	13,117	9,333	27年4月	同 上 （ただし、窓口にて付録DVD・CDに 限り返却可）
九州がんセンター（新館） （時間外受付入口そば設置）	24時間利用可	4,928	4,019	28年4月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可	
貸 出	有料宅配サービス	リクエストカード・電話受付	66	134	24年4月	郵送料は利用者負担

(7) 学校図書館支援センター

各学校が、学校図書館を効果的に運用できるように、平成27年4月1日、総合図書館内に学校図書館支援センターを開設し、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行っている。

ア 支援体制

(ア) 支援職員：4人（助言等を行う職員1人，専門的な知識を持つ職員2人，物流等に携わる職員1人）

(イ) 支援センター開館時間：月曜日～金曜日 10：00～18：00

(ウ) 支援センター休館日：土曜日・日曜日・休日・年末年始（12月28日～翌年1月4日）

イ 支援実績（平成29年度）

(ア) 学校図書館を「情報」の観点から支援

- ・平成27年4月に「学校図書館支援センターホームページ」を開設し，各種情報を配信中
- ・平成27年6月に「学校図書館支援センターだより」を創刊し，創刊号～第9号までを発行

(イ) 学校図書館を「ひと」の観点から支援

内 容	区 分	平成29年度
学校図書館の運営に関する相談業務	相談業務	108件
学校の要請に応じた訪問指導	要請訪問	5回
学校司書の配置に応じた計画訪問	計画訪問	106回

(ウ) 学校図書館を「もの」の観点から支援

- ・学習支援用図書（調べ学習や読書活動に適した図書）の貸出を行い，調べ学習の支援を行った。

内 容	平成29年度	
	小学校	中学校
学習支援用図書数	1,850冊/ 176セット	457冊/ 45セット
登録校数（小学校）	122校	32校
貸出校数	67校	6校
貸出回数	159回	6回
貸出冊数	5,768冊	260冊

(エ) 「小学生読書リーダー」活動推進事業の実施

- ・「小学生読書リーダー」養成講座を実施し，受講した児童を「小学生読書リーダー」に認定することにより，それぞれの学校での読書活動推進につなげる。

内 容	月 日	平成29年度
小学5～6年生を対象に，読書の意義，図書館の本の探し方，絵本の読み聞かせ等の講習を行い，学校図書館活動の実践での活用を図る。	6月10日（土）	263人 （認定者数）
	6月17日（土）	
	6月24日（土）	

※ 20ページ「ア読書行事」の再掲

2. 文書資料部門

文書資料部門の概要

(1) 基本方針

文書資料部門は、歴史的・文化的価値を有する本市の公文書及び行政資料、並びに福岡の歴史に関する古文書資料及び郷土資料を収集・保存し、調査研究を進め、閲覧に供する「本市の資料保存センター」としての役割を果たす。

また、福岡ゆかりの文学資料を収集、整理・保存し、閲覧に供することにより、文学をとおして福岡の文化の継承と振興を図る。

(2) 事業概要

ア 公文書等

(ア) 公文書

完結後30年を経過した永年保存文書及び保存期間が満了した文書で歴史的文化的価値があるものを収集、整理、保存、閲覧に供する。

- ① 収集 福岡市の各公文書規程に基づき行う。
- ② 整理・保存 資料保存のための燻蒸処理を行い、件名整理及び閲覧制限項目のチェック完了後、検索性目録の作成とマイクロフィルム撮影を行う。
- ③ 閲覧 完結後30年を経過した公文書を、文書資料室において原則としてマイクロフィルムにより閲覧に供する。
- ④ 展示 文書資料室において、歴史的公文書の展示を行う。

(イ) 行政資料

主に本市各部局が発行する刊行物等を収集・保存し、文書資料室に排架して閲覧に供する。

(ウ) 市議会議事録類

明治から戦後までの本市議会議事録類を、文書資料室において複製本により閲覧に供する。

イ 古文書資料

古代、中世、近世及び近現代の福岡に係る歴史資料を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 寄贈、購入等による。
- ② 整理・保存 燻蒸処理し、収集資料群毎の詳細調査・整理及び補修等を行いマイクロフィルム撮影して、検索性目録を作成する。
- ③ 閲覧 文書資料室において、原則としてマイクロフィルムと複製本により閲覧に供する。

ウ 郷土資料

近世までは筑前国、近代以降は福岡市を中心とする福岡県内の各分野の資料、及び九州・山口各県の地方史誌等を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 寄贈、購入等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。貴重資料はマイクロフィルム撮影を行い、閲覧用複製本を作成する。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。貴重資料は、原則としてマイクロフィルムと複製本により閲覧に供する。

エ 文学資料

福岡ゆかりの作家等に関する文学資料を収集、整理・保存し、閲覧に供する。また、総合図書館1階ギャラリー、赤煉瓦文化館1階展示室等において、福岡ゆかりの文学者等の著作、原稿、写真などの展示を行う。

- ① 収集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。文学館資料は事前申請により一部公開。

オ 福岡市文学館の運営

福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」において、企画展・文学講座等の事業を実施し、市民の文学に関する生涯学習活動を支援する。

カ レファレンス業務

レファレンスカウンター4（郷土・特別資料室及び文書資料室）において、各資料に関するレファレンスを行う。

(3) 平成30年度の主な事業

事業名	内 容	実施時期
公文書目録 平成30年度版	平成29年度までに収集・整理した公文書(永年保存文書・有期限文書)の簿冊及び件名目録をPDFファイルで作成し、図書館ホームページに掲載する。	平成31年 3月
歴史的公文書展示	歴史的公文書に対する市民の関心を高め、理解を深めるため、文書資料室において展示を実施する。	平成30年 6月
郷土・特別資料室展示	福岡に関する理解を深めるため、レファレンスカウンター4前において、様々なテーマで郷土資料を紹介する。	通 年
古文書資料目録24	平成30年度までに収集した古文書資料の検索用目録(冊子)を作成する。	平成31年 3月
古文書学講座	古代・中世・近世・近代の古文書資料と古文書学に関する講座を開催する。	平成30年 9月
企画展(文学)	福岡ゆかりの文学者やその作品、福岡における様々な文学活動を紹介する展覧会を開催する。	平成30年11月～12月
文学講座	福岡の文学について、市民の関心を高め、理解を深めるため、文学講座を実施する。	平成30年 5月 ～平成31年 3月

文書資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況(平成30年3月31日現在)

資料内容	公文書	行政資料	古文書資料	郷土資料	文学資料
冊・点数	29,419冊	47,913点	75,890点	101,433点	23,775点

※ 郷土資料数は、15ページ「総合図書館・分館の活動及び実績(2)資料の収集状況」中の「郷土資料」蔵書冊数を再掲(逐次刊行物を除く。)

(2) 資料の利用状況(平成29年度)

利用内容	レファレンス	利用案内	閲 覧	複 写
件 数	5,061件	3,780件	145人	155人

※ 閲覧・複写は、文書資料室でのマイクロフィルムの閲覧・複写申請者数。

(3) 普及活動(平成29年度)

ア 歴史的公文書展示

月	展示タイトル	来場者数
6月	福岡市海づり公園ができるまで	592人

イ 郷土・特別資料室内展示

月	展示内容	月	展示内容
4月	福岡を食べる。	10月	鴻臚館
5月		11月	
6月	ライオンズ&ホークス in 福岡	12月	福岡の画家
7月		1月	
8月		2月	
9月	鴻臚館	3月	福岡市の自然 山、川といきもの

ウ 古文書学講座（平成29年度）

内容：古文書に初めて接する市民を対象に，古文書学の基礎を学ぶ講座を開催

期 日	時 間	内 容	講 師（敬称略）	参加人数
9月2日(土)	14:00～16:00	古代	太宰府市公文書館 重松 敏彦	延167人
9月9日(土)	14:00～16:00	中世	九州大学准教授 伊藤 幸司	
9月23日(土)	14:00～16:00	近世	九州大学准教授 岩崎 義則	
9月30日(土)	14:00～16:00	近代	北九州市立自然史・歴史博物館学芸員 日比野利信	

※9月16日(土) 14:00～15:30 くずし字入門講座（古文書学講座参加者の内，希望者を対象に，くずし字解読の基礎を学ぶ講座）を開催。

講師：鈴木 文（文学・文書課 古文書係学芸員）

参加人数：27人

エ 文学館事業

(ア) 展示

行 事 名	期間及び会場	内 容	来場者数
企画展 「上野 英信 闇の声をきざむ」	平成29年11月10日(金) ～12月17日(日) 【第1会場】 総合図書館 1階ギャラリー 【第2会場】 赤煉瓦文化館 1階展示室	奪われ尽くした地底の坑夫の場所に身を置き，闇にこそ変革の火種は宿ると信じて一心に，声にならない声を言葉として記しつづけた記録文学者・上野英信の思想と仕事について紹介	4,329人
常設展示 「本を編む」	平成29年4月7日(金) ～10月15日(日) 会場：総合図書館 1階ギャラリー	「本を編む」という過程に注意しながら，いくつかの本について，福岡ゆかりの編集者や出版社を介して紹介	—
常設展示 「福岡ゆかりの文学者 —荒津寛子・滝勝子 ・野田寿子—」	平成29年5月11日(木) ～11月7日(火) 会場：赤煉瓦文化館 1階展示室	戦後，福岡で活躍した三人の女性詩人・荒津寛子，滝勝子，野田寿子と，彼女たちの創作を支えた同人誌の活動を紹介	—

(イ) 講座

行事名	期日及び会場	内容 (敬称略)	参加人数
企画展関連事業 トークイベント 「上野文学と沖縄」	平成29年11月23日(木) 会場：総合図書館 3階第1会議室	【講師】三木 健 (ジャーナリスト)	71人
企画展関連事業 読書講座 「上野英信『地の底の 笑い話』を読む」	①平成29年11月29日(水) ②平成29年12月5日(火) 会場：赤煉瓦文化館 2階 会議室3	講師による話のあと、参加者全員で作品 をめくり意見交換 【講師】 ①坂口 博 (企画展ワーキンググループ) ②井上 洋子 (企画展ワーキンググループ)	60人
企画展関連事業 トークイベント (共催事業) 「『私は神ではない、 怨霊だ』上野英信・ 若き日の軌跡」	平成29年12月9日(土) 会場：総合図書館 3階第1会議室	【講師】川原 一之 (記録作家)	91人
赤煉瓦夜話	①平成29年5月18日(木) ②平成29年7月20日(木) ③平成29年9月21日(木) ④平成29年11月16日(木) ⑤平成30年2月15日(木) 会場： ①～③, ⑤赤煉瓦文化館 1階展示室 ④アジア美術館 あじびホール	様々な講師による文学に関する講座・ 講演会 【講師】 ①田坂 大蔵 (福岡市博物館研究指導員) ②後藤 みな子 (作家) ③松原 孝俊 (九州大学名誉教授) ④上野 朱 (古書店主) ⑤金 成妍 (久留島武彦記念館館長)	327人
【共催事業】 公開講座 「文学と南 (4) 日本文学と琉球文学 ーニホンゴとは何か ー」	①平成29年6月3日(土) ②平成29年6月10日(土) ③平成29年6月17日(土) 会場：赤煉瓦文化館 1階展示室	筑紫女学園大学との共催事業 【講師】 ①崎山 多美 (作家) ②下地 賀代子 (沖縄国際大学准教授) ③西表 宏 (香蘭女子短期大学教授)	113人
【共催事業】 公開講座 「文学と南 (5) 喜界島の文学と風土 ー芥川賞と直木賞・ 安岡伸好と安達征一郎 の世界ー」	①平成29年10月14日(土) ②平成29年10月21日(土) 会場：赤煉瓦文化館 1階展示室	筑紫女学園大学との共催事業 【講師】 ①松下 博文 (筑紫女学園大学教授) ②積山 泰夫 (喜界町教育長) 北島 公一 (郷土史研究者) 石田 里沙 (安達征一郎氏遺族)	71人
【福岡ミュージアム ウィーク参加事業】 常設展示ギャラリー トーク	①平成29年5月13日(土) 会場：総合図書館 1階ギャラリー ②平成29年5月20日(土) 会場：赤煉瓦文化館 1階展示室	【講師】 ①田代 ゆき (展示担当者) ②中山 千枝子 (展示担当者)	16人

(ウ)福岡市文学館機関誌「文学館倶楽部」(NO.25, NO.26)発行(10月, 3月)

(エ)福岡市文学館選書5『詩と死』(矢山 哲治 著)発行(3月)

(4) 収集資料（平成29年度）※『平成29年度古文書資料目録23』掲載分
ア 寄贈資料

資料群名	点数	内容等
遠藤栄雅資料(一)	122点	博多・堅町下(現、博多区下呉服町)の遠藤家に伝来した資料群である。遠藤家は、この地で江戸時代から平成2(1990)年まで質屋を営んだ。平成17年3月の福岡県西方沖地震で蔵が破損し、保管していた古文書等を当館に移した。本資料群は、当館に預けられた膨大な資料の一部であり、博多商人であり文人としても著名な松永子登関係のものが中心を占める。
下村資料	26点	熊本藩に御医師として奉職した下村氏に伝来した資料群である。『古文書資料目録10』に所在調査資料として掲載されたが、この度、旧蔵者の家族より寄贈を受けたものである。本資料群には、家系図、開業願などのほか、薬箱・薬袋・薬剤を調合する道具が含まれており、診療内容や医療技術を知ることができる。

イ 購入資料

資料群名	点数	内容等
小河家文書	60点	本資料群は福岡藩士小河家に伝来したもので、『平成14年度古文書資料目録8』所収の寄託資料「小河資料」と関連する。本資料群には、之直や直能に関する資料が見られるほか、之直の嫡子常章の弟直方の血筋に当たる直兼及び直如に関連する資料も伝存している。なお、直方から直如の系譜に連なる小河家の資料は、平成26年度に行橋市歴史資料館へ寄贈された「小河家資料」として伝来している。
津田孫平次家文書	8点	砲術の家業によって福岡藩に仕えた津田孫平次家に伝来した資料群である。享保年間に若松沖に出没した唐船の撃退での活躍、慶応年間に新設された芦屋・柏原砲台への勤務のことなど、同家の事蹟を知ることができる。同じく砲術役で福岡藩に仕えた家柄のうち、最も禄高の大きい津田武右衛門家は、孫平次家にとって本家に当たる。
井手藤吉関係資料	5点	17世紀末、筑前国上座郡穂坂村(現朝倉市穂坂)で庄屋役を務めた井手藤吉が作成・書写した古文書5点から成る。その中で、「大道作替記録」は、隠居後の宝永4(1707)年に完成する日田街道の付け替え工事に関する諸書付を、享保18(1733)年に自ら編集したものであり、筑後川の氾濫とともにあった穂坂村の歴史を垣間見ることができる。

ウ マイクロフィルム収集資料

資料群名	点数	内容等
東長寺文書(二)	1,923点	「東長寺文書」資料番号1670～2842にあたる1,173件1,923点。江戸時代から昭和初期にかけての資料である。江戸時代の東長寺が惣録職として筑前国内仁和寺末寺院を取り纏めたゆえに生じた資料、東長寺が福岡藩主黒田家の菩提寺であるゆえに生じた資料のほか、東長寺僧によって集積された聖教類や、寺内堂宇の整備過程で作成された文書など、多岐にわたる資料で構成される。なお、資料番号1～1669は「東長寺文書(一)」として先の『平成25年度古文書資料目録19』に収録している。

(5) 委員会等（平成29年度）

①福岡市総合図書館文書資料収集審査委員会

所管する文書資料収集の適正化を図るため、8名の委員により1回開催

②福岡市文学館資料委員会

福岡市文学館資料の充実と有効活用を図るため、8名の委員により1回開催

③福岡市文学振興事業実行委員会

文学振興事業の企画と円滑な実施運営を図るため、7名の委員により3回開催

3. 映像資料部門

映像資料部門の概要

(1) 基本方針

映像資料部門は、映画フィルム等を後世に継承し、また、映像文化の普及・振興及び市民のアジア理解が深まることを目的に、以下のことを行う。

ア アジア各国及び日本で制作された優れた映画作品のフィルムを収集するとともに、貴重な映像文化財として長期保存すべくフィルムアーカイヴを運営する。

イ 収集したフィルムその他の映像資料は、映像ホール・シネラやミニシアター他で上映・公開し、市民の映画への関心を向上させるとともに、アジア各国の歴史、文化などの理解を深め、また教養や知識を高めることを期す。

ウ アジア映画等の自主上映を行う市民・団体に対して、映像ホール・シネラの利用などの支援を行う。

エ アジア映画に関する情報収集、調査研究を行い、このため、国内外の映画関係者との交流を行う。

オ 収集した映像資料の中のビデオ、DVD、CD等は、市民に貸出を行う。

※F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）への加盟

平成15年11月にF I A Fに加盟。国立映画アーカイブ（旧：東京国立近代美術館フィルムセンター）に次いで日本では2番目。

（ F I A Fは美術文化・歴史的価値を持つ映像資料の復元、収集保存に関する情報提供とフィルムアーカイヴ間の連帯・支援を行う国際組織
 [設立] 1938年 [本部] ブリュッセル（ベルギー）
 [会員] 78カ国・164施設（2018年F I A F資料） ）

(2) 事業概要

ア 映像資料の収集・保存

イ 映像資料の調査・研究

ウ 映像資料の公開

- ・映像ホール・シネラ(定員246)の運営

- ・ミニシアター(定員50)の運営

- ・映像資料の展示

(3) 30年度の主な事業

事業名	内容	実施時期
映像資料収集事業	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアフォーカス・福岡国際映画祭参加作品 ・福岡に関係がある映画作品等 ・ビデオ・DVD・CD 	通 年
通常上映事業	映像資料部門の常設展的上映活動と位置づけ、収集したアジア映画、日本映画やドキュメンタリー映画等を定期的に上映する。 上映に際しては各々テーマを設定し、多様な映画芸術の魅力を紹介する。	通 年

事業名	分類	企画名	内容	実施時期
特別企画事業	アジア映画祭事業	アジア・シネマ・パラダイス	近年公開されたアジア映画の名作と図書館収蔵のアジア映画の秀作を上映。レンタル6本、収蔵4本の合計10本。	8月
	映像創造事業	ぴあ・フィルムフェスティバル in 福岡 2018	日本最大の自主映画の祭典。昨年9月に東京で開催された映画祭から入選作を上映。九州では総合図書館が唯一の開催場所であり、今年度からは主催事業。今回で22回目の開催。	4月

事業名	分類	企画名	内 容	実施時期
特別企画事業	映像創造事業	シネラ映像祭 松本俊夫監督特集	昨年4月に亡くなった、日本を代表する実験映画の巨匠、松本俊夫監督の特集。上映はレンタル8本、収蔵7本の合計15本。	6月
	シネマテーク事業	鈴木清順監督特集	独特の美学で世界の監督達に影響を与え、昨年2月に亡くなった鈴木清順監督の1周忌追悼企画。上映はレンタル12本、収蔵1本の合計13本。	5月
		渥美清特集	「男はつらいよ」シリーズで国民的俳優として愛された渥美清の特集。上映はレンタル11本、収蔵1本の合計12本。	7月
		100年の映画	100年という時間をテーマにしたドキュメンタリー「あるアトリエの100年」「100年の罅」の2作品を上映。すべてレンタル。	10月
		吉永小百合特集	日本を代表する女優、吉永小百合の主演作品の特集。	11月

映像資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況（平成30年3月31日現在）

ア 映画フィルム(収蔵) 3,287本
(内、デジタル作品106本含む。)

日本映画	1,799
アジア映画	865
その他の外国映画	623

イ 映画フィルム(寄託) 3,155本 <個人作家の作品、郷土映像等>

ウ 映画関係資料

①ポスター 3,667点
②写真 3,103点
③宣材資料(チラシ等) 796点
④その他(技術資料) 9点

[日本映画 2,186点, アジア映画 594点,
その他外国映画等 887点]

(2) ライブラリーの収集状況（平成30年3月31日現在）

ア ビデオ/DVD 約6,200点
イ CD/カセット 約13,500点

【平成29年度収集作品】

作 品 名	監 督	国籍(会社)	製作年	規 格	時 間
アジアフォーカス・福岡国際映画祭2017参加作品					
いつか暗くなるときに	アノーチャ・スウィチャー。ゴーンボン	タイ	2016	デジタル カラー	105分
ワンダーボーイ・ストーリー	ディック・リー/ダニエル・ヤム	シンガポール	2017	デジタル カラー	96分
バイオリン弾き	モハマド=アリ・タレビ	イラン	2016	デジタル カラー	76分
はぐれ道	サン・ジェイ・クマール・ペルマル	マレーシア	2015	デジタル カラー	76分
ビルマ・ストーリーブック	ペテル・ロム	ミャンマー	2017	デジタル カラー	81分
父の選択	ヤン・ティン・ユエン	中国	2017	デジタル カラー	80分
子どもたちは死を恐れないが、お化けは怖がる	ロン・グアン・ロン	中国	2016	デジタル カラー	85分

(3) 映画上映事業（平成29年度）

ア 通常上映事業

月	内 容
8月	アニメーション映画特集
8月	タイ映画特集
9月	日本映画名作選
10月	トルコ映画特集
12月	マレーシア・シンガポール特集
3月	アレクサンダー・クルーゲ監督特集

イ 特別企画事業

分 類	行 事 名	期 間	内 容
アジア映画祭事業	中国インディペンデント映画特集	6月7日(水) ～6月29日(木)	隆盛する中国インディペンデント映画の世界。上映はレンタル7本, 収蔵4本 合計11本。日中国交正常化45周年認定事業。
映像創造事業	ぴあフィルムフェスティバルin福岡	4月28日(金) ～4月30日(日)	日本最大の自主映画の祭典。平成28年9月に東京で開催された第38回PFFから入選作を22本上映。 ぴあとの共催。九州では唯一総合図書館で開催しており、今回で開催は21回目。
	イメージフォーラム・フェスティバル 2017	6月2日(金) ～6月4日(日)	日本最大の実験映画の祭典。日本と世界の最新映像を紹介。イメージフォーラムと共催。 九州では唯一総合図書館のみで開催、今回で22回目。
シネマテーク事業	DEFA70周年 知られざる東ドイツ映画	4月1日(土) ～4月23日(日)	東ドイツの映画製作所・DEFAの歴史をたどる上映。東京国近代美術館フィルムセンターとの共催。上映はすべてレンタル19本。
	中村登監督特集	5月3日(水・祝) ～5月27日(土)	50年代から60年代の松竹を代表する監督で、近年再評価されている中村登監督の特集。上映はすべてレンタル12本。
	アッバス・キアロスタミ監督特集	7月5日(水) ～7月16日(日)	平成28年7月に亡くなったイラン映画の巨匠アッバス・キアロスタミ監督の代表作。上映はレンタル10本, 収蔵1本 合計11本。
	映画の中の子どもたち	7月17日(月・祝) ～8月6日(日)	子どもを描いた日本映画の名作・秀作。上映はレンタル7本, 収蔵3本 合計10本。
	怪談映画の夜	8月9日(水) ～8月10日(木)	懐かしい怪談映画の特集。上映はレンタル1本, 収蔵1本 合計2本。
	小林正樹監督特集	11月1日(水) ～11月26日(日)	小林正樹監督生誕100年記念。 日本を代表する小林正樹監督の作品。上映はレンタル11本, 収蔵2本 合計13本。
	森繁久彌特集	1月5日(金) ～1月27日(土)	日本を代表する国民的俳優だった森繁久彌の作品。上映はレンタル8本, 収蔵3本 合計11本。
チェコ映画の全貌	2月1日(木) ～2月25日(金)	日本におけるチェコ文化年2017。30年代から70年代までの知られざるチェコ映画を計18本の上映。 東京国立近代美術館フィルムセンター, チェコ国立フィルムアーカイブ, チェコセンター東京と共催。 上映はすべてレンタル18本。	

ウ 講演会

行 事 名	期 間	内 容
DEFA70周年 知られざる東ドイツ映画特集 講演会 「東ドイツ知識人の苦悩」	4月2日(日)	福岡大学人文学部歴史学科 星乃治彦教授による講演。
映画の中の子どもたち特集 講演会 「福岡発の映画を作る楽しさ」	7月23日(日)	映画監督 中島良氏と脚本家 入江信吾氏による対談。
レストレーション・アジア	9月24日(日)	アジアフォーカス・福岡国際映画祭との共催。 映画のデジタル修復・保存をテーマとしたワークショップ。 講師は、岡島尚志（東京国立近代美術館フィルムセンター）サンチャイ・チョーデイ ロットセラニー（タイ フィルムアーカイブ）等。

(4) 資料の利用状況(平成29年度)

区 分	映像ホール・シネラ		ミニシアター		CD等貸出		ビデオ等貸出	
	入館者	1回平均	入館者	1回平均	貸出数	1日平均	貸出数	1日平均
4月	1,902	40	604	23	3,980	153	998	38
5月	3,766	99	530	22	3,755	157	843	35
6月	1,903	43	619	25	3,577	143	820	33
7月	2,855	57	582	22	3,646	140	858	33
8月	2,032	42	605	24	3,368	135	824	33
9月	2,839	86	647	25	3,513	135	850	33
10月	1,539	39	491	20	3,199	133	768	32
11月	3,900	100	610	24	3,398	136	810	32
12月	919	31	580	25	3,267	142	728	32
1月	3,468	99	548	25	3,073	140	710	32
2月	1,323	39	586	25	3,190	139	739	32
3月	455	35	536	27	2,968	142	718	34
計[平均]	26,901	[61]	6,938	[24]	40,934	[141]	9,666	[33]

※映像ホール・シネラの入場者には、貸館による自主上映の入場者981人(8日間上映)を含む。

(5) 委員会等(平成29年度)

①福岡市総合図書館映像資料収集委員会

映像資料の整備・拡充を図るため、東京と福岡で各4名の委員により各1回開催

②福岡市総合図書館映像ホール・シネラ実行委員会

福岡市総合図書館映像ホール・シネラでの上映会等を開催し、その運営を円滑に行うため、8名の委員により1回開催

4. 広報活動

総合図書館を広く市民に利用してもらうため、各種媒体による広報を行う。

媒体名	目的と内容	発行回	配布先／発行数
図書館要覧	他図書館、行政機関への当館の運営報告を目的とし、図書館各部門の現状・サービス、事業実績、組織・予算、分館の状況などを掲載している。	年1回	福岡市関係施設・機関、関連図書館等／400部
福岡市総合図書館ホームページ	情報提供を目的とし、利用案内、各種お知らせ、図書館資料検索などの項目を設けている。	随時更新	
SNS・メールマガジン	Twitter や Facebook 等のSNSやメールマガジン（月1回程度）を活用し、館内の混雑情報、イベント情報や各部門からのお知らせなどを配信している。	月1回	SNS・メールマガジン登録者
こどもとしょかんニュース	こども図書館の利用拡大、読書普及を目的とし、テーマ別の本や新刊本の紹介、おはなし会等の催しの案内。	年6回	福岡市関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／1,400部
モデル児童図書リスト	幼児用、小学1・2年生、小学3・4年生、小学5・6年生の各対象別にお薦めの本を紹介している。	年1回	福岡市関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／2,800部
ヤングアダルトブックリスト	中学生・高校生を対象として、読書普及及び図書館の利用拡大を目的とし、お薦めの本を紹介している。	随時	総合図書館等／600部
レファレンスだより	レファレンスサービスをアピールすることを目的とし、相談カウンターに寄せられたレファレンスの中から、事例の一部を紹介している。 また、夏休みは小中高生を対象にした特集号を別途発行している。	年12回	福岡市関係施設・機関、関連図書館等／300部
図書の展示	テーマに基づき各コーナーで図書の展示を行うとともに、ホームページに掲載し、図書の紹介を実施している。	毎月	
クンドルニュース	九州国連寄託図書館の活動案内、国連資料の利用拡大を目的とし、国連資料などを紹介している。	年6回	福岡市関係施設・機関、福岡県内公共図書館等／700部
シネラニュース	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。	年11回	福岡市関係施設・機関、県、他都市、マスコミ、大学、定期購読者等／8,000部
ホームページ「うえぶシネラ」	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。	月1回更新	
市政だより	図書館事業の市民への告知を目的とし、シネラ上映案内、おはなし会・講演会などを掲載している。	月2回	福岡市内全世帯

5. 研究活動

図書館各部門において調査研究を行い、その成果を報告するため、研究紀要を発行する。

媒体名	目的と内容	発行回	配布先／発行数
研究紀要	収蔵資料に関する学術的な調査研究等の成果を報告することを目的に、図書館職員による研究論文、資料紹介、展示報告等を掲載している。	年1回	各県の主な公共図書館、文書館、歴史資料館、文学館等／450部



6. 九州国連寄託図書館

(1) 国連寄託図書館

国連寄託図書館は、国際連合（国連）がその活動状況について世界各国の人々の理解を得るため、国連の刊行する資料を寄託し、一般公開するものである。

国連寄託図書館は、平成30年4月1日現在、世界の136か国に356か所余あり、日本には14か所、九州では西南学院大学、琉球大学及び福岡市総合図書館の3か所に設置されている。

(2) 九州国連寄託図書館 (Kyushu United Nations Depository Library)

ア 沿革

昭和41年国連創立20周年記念事業として日本国際連合協会福岡県本部により、北九州市小倉図書館（当時）に開設され、その後、福岡市内の電気の科学館（昭和47～昭和56年）、九州大学経済学部資料室（昭和56年～昭和63年）を経て、国際化時代に即し、ひろく一般の人々の利用に供するため、昭和63年10月から福岡市民図書館に継承され、平成8年6月の福岡市総合図書館開館により引き続き設置している。

平成25年10月には福岡市移管25周年記念事業として、ワークショップ及び講演会を開催した。

イ 資料概要（平成30年4月1日現在）

(ア) 内容

- ・ 主要機関の公式記録 Official Records
- 総会 General Assembly
- 経済社会理事会 Economic and Social Council
- 安全保障理事会 Security Council

- ・ 国連市販刊行物 Sales Publications
- ・ 国連条約集 UN Treaty Series
- ・ 逐次刊行物 (雑誌, ニュースレター等)
- ・ ドキュメント (会議などで資料として配布するもの, 議事録, 報告書)
- ・ 専門機関刊行物 (ユネスコ, WHO, ILO, FAO等)
- ・ 関連諸機関刊行物 (ユニセフ, ハビタット, 国連難民高等弁務官事務所等)

(イ) 蔵書数 図書 36,478冊 逐次刊行物（ドキュメントを含む）423種

(ウ) 資料言語 英語

(エ) 分類法 国連刊行物分類表 Subject Categories

ウ 相談窓口利用状況（平成29年度） (単位：件)

電話相談	窓口相談	文書相談	電子メール相談	計
49	564	0	0	613

エ 刊行物（平成29年度）

- ・ KUNDL NEWS 第99号（平成29年5月）～第104号（平成30年3月）の発行
毎号、国連が発行している本を注目図書として紹介。平成29年度に取り上げたテーマは、国連ハビタット福岡創立20周年、国際平和デー、国連副事務総長来日、安全保障理事会など。また、国際年や国連で採択された国際的な特別日（国際デー）を紹介するなど国連活動を身近なものと感じられるよう編集発行し、7・8月号は創刊100号の記念号として発行した。

オ 講演会（平成29年度）

- ・ 高校生を対象とした国連に関する講演会・ワークショップ

「わたしたちの未来を考える～国連が目指す世界と人生デザイン～」

国連の活動について周知を図るとともに、進学先や就職先の選択にとどまらない人生の選択肢に関して刺激を受ける場を提供すること等を目的とし、九州地域の高校生を主な対象として日本国際連合協会福岡県本部、国連フォーラム九州支部と協力して開催した。

日時 : 平成29年11月5日（日） 13:30～16:30

会場 : 総合図書館 第一会議室

参加者 : 高校生49名, 中学生1名

7. 福岡市立点字図書館

点字図書・録音図書資料等を収集・製作・保存して、その読書に関する環境の充実を図り、視覚障がい者が一般市民や家族と同じ図書館内で読書ができる環境の整備を進め、情報提供施設として福祉の向上に努めることを目的としている。

(1) 業務内容

ア 貸し出し事業

点字図書、録音図書、デージー(※1)図書(CD)、また新聞や雑誌の抜粋等を内容とした定期刊行物等を製作、整備し、利用者に郵送等にて貸し出しする。

イ 1階閲覧室

点字図書、録音図書資料等の閲覧や視覚障がい者用のパソコンによる閲覧、拡大読書機による一般図書資料の閲覧を提供する。

ウ サービス事業

(ア) 対面朗読

総合図書館内、または持ち込みの図書・雑誌・資料等の対面朗読を行う。

(イ) ファックス代読

簡易な文書類等をファックスで送ってもらい、電話により代読する。

(ウ) プライベートサービス

個人の希望により、図書・雑誌等の点訳または音訳を行う。

(エ) 肢体不自由者読書サービス

一般の図書が利用できない体幹機能障がいまたは重度の上肢障がい者に対して、著作権者の承諾を得た録音図書の貸出を行う。

(オ) 情報機器支援サービス

サピエ(※2)図書館へのアクセス方法等を中心としたインターネットの基本操作や視覚障がい者用情報機器の利用を支援する。

(カ) レファレンス(読書の奨励や読書相談)

図書に関する色々な問い合わせ等について、できるだけ調査し、お応えする。

エ 専属ボランティアの指導、育成

点字図書・デージー(※1)図書製作、対面朗読のため講習会を開催し、専属ボランティアを養成する。

オ 点字図書館だより

新規製作図書の紹介や生活情報・図書情報等をお知らせするため、年6回(奇数月)の「点字図書館だより」を発行する。

- ※1 デージーとは、DAISY (Digital Accessible Information SYstemの略) デジタル録音図書の国際標準規格
 ※2 サピエとは、視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データで提供するネットワーク
 日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

(2) 運営組織(社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会)

職員構成

館長	1名
司書	3名(校正員・貸出閲覧員・音訳指導員)
点訳指導員	1名

(3) 運営状況(平成29年度 利用実績)

ア 蔵書数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	6,252	19,734
録音図書	3,120	17,920
デージー図書	5,980	6,013
テキストデージー図書	7	7
合計	15,359	43,674

イ 貸出数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	202	726
録音図書	125	882
デージー図書	11,551	11,592
合計	11,878	13,200

ウ 登録者数 942人

エ 館内利用者数

閲覧室利用者数(一般)	945人
閲覧室利用者数(視覚)	529人
対面朗読利用者数	217人

オ その他主サービス実施状況

派遣対面朗読利用者数	65人
プライベートサービス	44人

8. 福岡市総合図書館運営審議会等

(1) 福岡市総合図書館運営審議会

設置目的	総合図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。		
設置年月日	平成8年4月1日		
根拠法令等	福岡市総合図書館条例 第25条第1項		
任期	2年：2018(平成30)年7月9日～2020年7月8日		
構成員・名簿 (平成30年7月9日現在)	〈学校教育関係者〉	青木 理枝	阿久根 健一郎 渡邊 由紀子
	〈社会教育関係者〉	国広 奈穂子	萩尾 憲子 梶田 由美子
	〈家庭教育関係者〉	張 浩子	
	〈読書活動団体関係者〉	香川 純子	
	〈学識経験者〉	高橋 昇 黒岩 俊哉	白根 恵子 脇川 郁也
	〈本市の住民〉	青沼 美撫子	桐 研次郎

平成29年度の活動実績

- 福岡市総合図書館運営審議会：2回開催
 - 平成29年9月27日：第1回運営審議会
 - 平成30年3月27日：第2回運営審議会
- (2) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会
- ・設置目的：福岡市総合図書館の指定管理者の選定及び評価について意見を求める。
 - ・設置年月日：平成27年5月12日
 - ・根拠法令等：福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱
 - ・任期5年：平成27年6月10日～平成32年6月9日
 - ・委員数：5人
 - ・1回開催（平成29年度）
- (3) 福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議
- ・設置目的：福岡市総合図書館新ビジョン事業計画及び成果指標の達成状況について、意見を求める。
 - ・設置年月日：平成27年6月3日
 - ・根拠法令等：福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議にかかる要綱
 - ・任期2年：平成28年10月1日～平成30年9月30日（最初に委嘱する委員のみ1年）
 - ・委員数：5人
 - ・1回開催（平成29年度）

V. 条例, 関係規則等

1. 福岡市総合図書館条例 (平成8年3月28日条例第30号)

(設置)

第1条 市民の教育, 学術及び文化の発展に寄与するため, 福岡市総合図書館(以下「総合図書館」という。)を福岡市早良区百道浜三丁目に設置する。

2 総合図書館に分館を別表第1のとおり置く。

(事業)

第2条 総合図書館は, 次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づく図書館として, 図書, 記録, 逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。
- (2) 映画フィルム, ビデオテープ, コンパクトディスクその他必要な資料(以下「映像資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して市民の利用に供すること。
- (3) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書, 古文書, 郷土資料, 文学資料その他必要な資料(以下「文書資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。
- (4) 図書資料, 映像資料及び文書資料(以下「図書資料等」という。)の利用のための相談に応じること。
- (5) 図書資料等に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 図書資料等に関する講演会, 講習会, 研究会, 映写会等を開催し, 及びその奨励を行うこと。
- (7) 施設の利用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか, 総合図書館の設置の目的の達成に必要なこと。

(職員)

第3条 総合図書館に館長その他必要な職員を置く。

(観覧料)

第4条 総合図書館が主催して映像ホールで映像資料を上映する場合は, 観覧する者から, 別表第2に定める額の観覧料を徴収する。

(利用の許可)

第5条 図書資料等に関する講演会, 講習会, 研究会, 映写会等のため総合図書館の施設(映像ホール及び会議室に限る。)を利用しようとする者は, 教育委員会規則で定めるところにより, 教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも, また同様とする。

2 映像ホールに係る前項の許可は, 総合図書館が主催して映像ホールで行う事業に支障がない範囲で行うものとする。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 総合図書館の利用を拒み, 又は前条の許可をせず, 若しくは既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者(利用しようとする者を含む。以下本条において同じ。)が総合図書館の設置の目的に反する利用をし, 又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反し, 又はそのおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか, 総合図書館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても, 本市はその責めを負わない。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は, 次の各号のいずれかに該当する者に対しては, 入館を拒み, 又は退館を命じることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ, 若しくは総合図書館の施設, 附属設備若しくは図書資料等を損傷し, 又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 総合図書館の管理上の指示又は指導に従わない者
- (3) 前2号に掲げる者のほか, 総合図書館の管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 第5条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は, 総合図書館の施設を利用する権利を譲渡し, 又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 許可利用者は、総合図書館に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、総合図書館の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において総合図書館に特別な設備を設置するよう命じることができる。

3 前2項に規定する設備は、第5条の許可の期間の満了前に許可利用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。

4 許可利用者が前項に規定する撤去を行わないときは、教育委員会がこれを行い、その費用を当該許可利用者から徴収する。

(使用料)

第10条 許可利用者からは、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

(複写手数料)

第11条 総合図書館の図書資料等を複写する者からは、複写紙1枚につき300円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(撮影等の許可及び手数料)

第12条 学術研究等のため、総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者からは、1点1回につき2,200円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(観覧料等の前納等)

第13条 観覧料、使用料及び手数料(以下「観覧料等」という。)は、前納とする。

2 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

第14条 教育委員会が特別な理由があると認める場合は、観覧料等を減免することができる。

(利用者の管理義務)

第15条 利用者は、利用期間中その利用に係る総合図書館の施設、附属設備及び図書資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者がその責めに帰すべき事由により、総合図書館の施設、附属設備又は図書資料等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第17条 許可利用者は、総合図書館の職員が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第18条 教育委員会は、総合図書館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行う総合図書館(分館を除く。)の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第7号及び第8号に掲げる事業に関する業務

(2) 第5条第1項に規定する利用の許可(会議室に係るものに限る。)に関する業務

(3) 第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務

(4) 第7条に規定する入館の制限に関する業務

(5) 第9条に規定する特別な設備の設置(会議室に係るものに限る。)に関する業務

(6) 第10条に規定する使用料の徴収(会議室に係るものに限る。)に関する業務

(7) 第11条に規定する手数料の徴収に関する業務

(8) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可(文書資料に係るものを除く。)及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務

(9) 第14条に規定する観覧料等(使用料(会議室に係るものに限る。)及び手数料に限る。)の減免に関する業務

(10) 総合図書館の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

- 3 指定管理者が行う総合図書館（分館に限る。）の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前項第3号、第4号及び第7号に掲げる業務
 - (2) 第2条第1号（市民の利用に供することに限る。）、第2号（市民の利用に供することのうち貸出をした映像資料の返却に係るものに限る。）、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務
 - (3) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第19条 教育委員会は、総合図書館の管理を指定管理者に行わせようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、総合図書館（分館を除く。）又は各分館について、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、総合図書館の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができることを認める者を指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める基準

（指定等の告示）

第20条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに教育委員会規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

（指定の取消し等）

第21条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないことを認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
 - (2) 第19条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
 - (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないことを認めるとき。
- 2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

（管理の基準）

第22条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従って適正に総合図書館の管理を行わなければならない。

（指定管理者の原状回復義務等）

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった総合図書館の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、総合図書館の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第24条 第18条第1項の規定により総合図書館（分館を除く。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項、第6条第1項、第7条、第9条（第3項を除く。）、第10条、第12条第1項及び第14条の規定の適用については、第5条第1項中「映像ホール及び会議室」とあるのは「会議室」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第6条第1項各号列記以外の部分、第7条及び第9条（第3項を除く。）中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「使用料」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）」と、第12条第1項中「図書資料等」とあるのは「図書資料等（文書資料を除く。）」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の定める」と、「観覧料等」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料」とする。

2 第18条第1項の規定により総合図書館（分館に限る。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条第1項、第7条及び第12条第1項の規定の適用については、第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」とする。

(総合図書館運営審議会)

第25条 総合図書館の運営に関する事項を調査審議するため、福岡市総合図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。

3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(供用開始日)

2 この条例の施行にかかわらず、総合図書館（分館を除く。）の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

(平成8年教規則第10号により平成8年6月29日から供用開始)

(福岡市民図書館条例の廃止)

3 福岡市民図書館条例（昭和51年福岡市条例第43号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月11日条例第35号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成11年教委規則第5号により別表第1福岡市博多図書館の項の次に福岡市博多南図書館の項を加える改正規定は、平成12年1月30日から施行)

附 則（平成15年3月13日条例第30号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第1福岡市西図書館の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成15年教委規則第11号により平成15年8月9日から施行)

附 則（平成19年12月20日条例第62号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年 3 月 26 日 条例第 43 号）

（施行期日）

- 1 この条例は，平成21年 4 月 1 日から施行する。

（供用開始日）

- 2 この条例の施行にかかわらず，福岡市西部図書館の供用は，教育委員会規則で定める日から開始する。

（平成21年教委規則第 9 号により平成22年 7 月 20 日から供用開始）

附 則（平成26年 3 月 27 日 条例第 51 号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 19 日 条例第 59 号）

この条例は，平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 2 条の改正規定は公布の日から，別表第 1 福岡市東図書館の項の改正規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成27年教委規則第 14 号により平成28年 6 月 4 日から施行）

別表第 1

名 称	位 置
福岡市東図書館	福岡市東区千早四丁目
福岡市和白図書館	福岡市東区和白丘一丁目
福岡市博多図書館	福岡市博多区山王一丁目
福岡市博多南図書館	福岡市博多区南本町二丁目
福岡市中央図書館	福岡市中央区赤坂二丁目
福岡市南図書館	福岡市南区塩原二丁目
福岡市城南図書館	福岡市城南区片江五丁目
福岡市早良図書館	福岡市早良区百道二丁目
福岡市西図書館	福岡市西区内浜一丁目
福岡市西部図書館	福岡市西区西都二丁目

別表第2

映像ホール上映観覧料

区 分		金 額	
		個 人	20人以上の団体
通常上映観覧	一 般	500円	1人につき400円
	大学生・高校生	400円	1人につき320円
	中学生・小学生	300円	1人につき240円
特別上映観覧		1人につき2,000円以内で教育委員会が定める額	

備考

- 通常上映観覧とは、総合図書館が平常的に上映する映像資料の観覧をいい、特別上映観覧とは、総合図書館が特別に上映する映像資料の観覧をいう。
- 一般とは、大学生・高校生及び中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいい、大学生・高校生とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれらに準じるものに在学する者をいう。

別表第3

1 映像ホール使用料

区 分	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前10時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前10時から 午後10時まで
映 像 ホ ール	3,000円	18,000円	22,000円	21,000円	40,000円	43,000円

2 会議室使用料

区 分	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後4時から 午後7時まで	午前10時から 午後4時まで	午後1時から 午後7時まで	午前10時から 午後7時まで
第1会議室	円 2,350	円 5,100	円 5,100	円 7,200	円 9,150	円 10,900
第2会議室	1,250	2,700	2,700	3,800	4,850	5,750

備考

- 映像ホールの許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍に相当する額とする。
- 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 付属設備の使用料の額は、教育委員会規則で定める。

2. 福岡市総合図書館条例施行規則 (平成8年3月28日教育委員会規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市総合図書館条例(平成8年福岡市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 福岡市総合図書館(以下「総合図書館」という。)の事務を行うため、総合図書館に分館のほか、次の課及び係を置く。

運営課

運営係

企画係

図書サービス課

管理調整係

読書活動支援係

図書資料係

文学・文書課

文学・文書係

古文書係

映像資料課

映像資料係

映像企画係

2 分館の所属は、図書サービス課とする。

(分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

運営課

- (1) 総合図書館内の連絡調整に関する事。
- (2) 総合図書館の維持管理に関する事。
- (3) 総合図書館の利用その他便宜供与に関する事。
- (4) 他の課及び分館の主管に属しない事。

図書サービス課(分館を除く。)

- (1) 図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書資料」という。)の選定、受入、整理、保存及び利用に関する事。
- (2) 図書資料の調査及び相談に関する事。
- (3) 図書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関する事。
- (4) 九州国連寄託図書館の運営に関する事。
- (5) 他の図書館等との連絡、協力及び図書資料の相互貸借に関する事。
- (6) 読書普及事業に関する事。

文学・文書課

- (1) 郷土の文学等に関する資料(以下「文学資料」という。)の選定、受入、整理、保存及び利用に関する事。
- (2) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書その他必要な資料(以下「文書資料」という。)の収集、整理、保存及び利用に関する事。
- (3) 文学資料及び文書資料の調査研究及び相談に関する事。
- (4) 文学資料及び文書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関する事。

映像資料課

- (1) 映画フィルム、ビデオテープ、コンパクトディスクその他必要な資料(以下「映像資料」という。)の収集、整理及び保存に関する事。
- (2) 映像ホール、ミニシアター及びビデオライブラリーの運営に関する事。
- (3) 映像資料の調査研究に関する事。
- (4) 映像資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関する事。

- 2 分館の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 図書資料の選定及び利用に関すること。
 - (2) 市民センター等との連絡調整に関すること。
 - (3) 読書普及事業に関すること。

(職員)

第4条 総合図書館に館長、副館長及び事業管理部長を、課に課長を、係に係長を、分館に分館長を置く。

- 2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査又は主任学芸主事を置くことがある。
- 3 前2項の職員のほか、課及び分館（指定管理者に管理を行わせる分館を除く。）に職員を置く。
- 4 館長、副館長、事業管理部長、課長、係長、分館長、主査及び主任学芸主事は、職員のうちから命じる。
- 5 館長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 副館長は、上司の命を受けて総合図書館の事務について館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
- 7 事業管理部長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 課長、係長及び分館長は、上司の命を受けて課、係又は分館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 主査及び主任学芸主事は、上司の命を受けて総合図書館に属する特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 10 職員は、上司の命を受けて分担する事務を処理する。

(職務権限の代行)

第5条 館長に事故がある場合又は館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、副館長がその所掌する事務について館長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、教育次長の指揮を受けなければならない。

- 2 副館長に事故がある場合又は副館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、事業管理部長がその所掌する事務について副館長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、館長の指揮を受けなければならない。
- 3 事業管理部長に事故がある場合又は事業管理部長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、課長がその所掌する事務について事業管理部長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、副館長の指揮を受けなければならない。
- 4 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、係長がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、事業管理部長の指揮を受けなければならない。
- 5 前各号の規定により館長、副館長、事業管理部長又は課長の職務権限を代理して行うものがないときは、館長の職務権限は教育次長が、副館長の職務権限は館長が、事業管理部長の職務権限は副館長が、課長の職務権限は事業管理部長が行う。
- 6 分館長に事故がある場合又は分館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、図書サービス課長が分館長の職務権限を行う。

(開館時間)

第6条 総合図書館の開館時間は、午前10時から午後8時まで（日曜及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号））に規定する休日をいう。以下に同じ。）については、午前10時から午後7時まで）とする。ただし、映像ホールについては、午前10時から午後10時まで（日曜及び休日については、午前10時から午後7時まで）とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、分館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、東図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認める場合は、総合図書館の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 総合図書館（東図書館を除く。）の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）
- (2) 毎月末日（その日が日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、月曜日、土曜日及び休日でない日）
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- (4) 図書資料、文学資料、文書資料及び映像資料（以下「図書資料等」という。）の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間

2 東図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎月最終月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）
- (2) 12月28日から翌年1月3日まで
- (3) 図書資料等の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間

(施設の利用許可申請)

第8条 条例第5条の規定による総合図書館の施設の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、福岡市総合図書館施設利用許可申請書（様式第1号）により教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については、利用しようとする日の3月前から前日までの間に行わなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可)

第9条 利用許可は、福岡市総合図書館施設利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(利用の取り止め)

第10条 利用許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が利用の取り止めをしようとする場合には、あらかじめ福岡市総合図書館施設利用取り止め届（様式第3号。以下「利用取り止め届」という。）を教育長に提出しなければならない。

(利用時間)

第11条 許可利用者が利用許可を受けた時間（以下「利用時間」という。）には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(利用時間の経過)

第12条 許可利用者が利用の開始後において、利用時間を超えて引き続き当該利用許可に係る施設の利用を申し出た場合は、総合図書館の運営に支障がない場合においてのみ許可する。

(利用時間の超過の場合の使用料)

第13条 許可利用者が、前条の規定により利用時間を超えて利用するときの当該超えて利用する時間（以下「超過時間」という。）に係る使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時まででは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額）
- (2) 会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額。

(付属設備の使用料)

第14条 付属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(図書資料等の複写手数料等)

第15条 条例第11条に規定する手数料の額は、別表第2のとおりとする。

2 館長は、複写を許可しない図書資料等をあらかじめ指定することができる。

(撮影等の許可)

第16条 条例第12条第1項の規定による総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造（以下「撮影等」という。）の許可を受けようとする者は、福岡市総合図書館資料撮影等許可申請書（様式第4号）により館長に申請しなければならない。

2 前項の許可は、福岡市総合図書館資料撮影等許可書（様式第5号）を交付して行うものとする。

3 撮影等は、次の各号いずれかに該当するときは許可しない。

- (1) 入館者の利用に支障があると認められるとき。
- (2) 図書資料等の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他撮影等を行うことが不相当と認められるとき。

4 撮影等は、所定の場所で行わなければならない。

(撮影等の手数料)

第17条 条例第12条第2項に規定する手数料の額は、別表第3のとおりとする。

(使用料及び手数料の徴収)

第18条 使用料は、利用の開始までに徴収する。

2 手数料は、複写又は撮影等の開始までに徴収する。

(観覧料等の還付)

第19条 条例第13条第2項ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により観覧、利用、複写又は撮影等ができなくなったとき 当該観覧料等の全額
- (2) 許可利用者が利用日の10日前（映像ホールについては1月前）までに利用取り止め届を提出したとき 当該使用料の全額
- (3) 許可利用者が利用日の5日前までに利用取り止め届を提出したとき（映像ホールを除く。） 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額

(観覧料の減免)

第20条 条例第14条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき通常上映又は特別上映を観覧するとき 当該観覧料の全額
 - (2) 障がい者（療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「療育手帳等」という。）の交付を受けている者をいう。以下同じ。）（介護者（障がい者1人につき1人までとする。）が同伴している場合にあつては、その介護者を含む。以下同じ。）が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額
 - (3) 障がい者が特別上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額
 - (4) 市内に居住する65歳以上の者が通常上映又は特別上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額
- 2 前項第1号又は第5号の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館観覧料減免申請書（様式第6号）により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 観覧料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を職員に提示しなければならない。
- (1) 第1項第2号又は第3号の規定により減免を受ける場合 療育手帳等
 - (2) 第1項第4号の規定により減免を受ける場合 本市が発行するシルバー手帳又は官公署が発行する証明書等（本人の氏名、住所及び生年月日が記載されているものに限る。）

(使用料の減免)

第21条 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 当該使用料の全額
 - (2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
 - (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき 当該使用料の全額
 - (4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
 - (5) 映像ホールを利用して入場者から入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額（数種の入場料を徴収する場合にあつては、その最も高い額）が1人1回の入場について5,000円以下のとき 当該使用料（付属設備の使用料を除く。）の額に0.5を乗じて得た額
 - (6) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の全額
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館使用料減免申請書（様式第7号）により教育長に申請しなければならない。ただし、本市が主催する行事に利用する場合は、この限りではない。

(入館者及び許可利用者の心得)

第22条 総合図書館の入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 総合図書館の施設、付属設備、備品又は図書資料等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑をかけないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食をし、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なくして物品を販売し、若しくは展示し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) 館内を不潔にしないこと。

- (7) 許可なくして図書資料等の撮影等をしないこと。
 - (8) 総合図書館の施設、付属設備、備品及び図書資料等の利用を終えたときは、これをもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
 - (9) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。
- 2 許可利用者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 収容人員は、当該施設の所定の人員を超えないこと。
 - (2) 条例第7条各号のいずれかに該当する者に対しては、当該施設への入場を拒み、又は退場を命じること。
 - (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
 - (4) 当該施設への入場者に前項各号に掲げる事項を守らせること。

(利用後の点検)

第23条 許可利用者は、総合図書館の施設、付属設備及び備品の使用を終えたときは、職員の点検を受けなければならない。

(図書資料等の貸出対象者)

第24条 市内若しくは別表第4に掲げる市町村内に居住し、又は市内に勤務し、若しくは在学する者は、図書資料等の個人貸出を受けることができる。

2 前項に規定する者のほか、館長が特に認める者もまた同様とする。

3 市内の地域団体、職域団体、社会教育関係団体その他の団体で館長が適当と認めるもの（以下「団体」という。）は、総合図書館（分館を除く。）の図書資料の団体貸出を受けることができる。

(登録手続)

第25条 図書資料等の貸出を受けようとする者は、個人にあつては図書貸出登録申込書を、団体にあつては団体貸出登録申請書を館長に提出し、登録しなければならない。

2 前項の規定による登録を行った者（以下「登録利用者」という。）に対しては、個人にあつては貸出カードを、団体にあつては団体貸出登録書を交付するものとする。

3 貸出カードの有効期間は3年間とし、団体貸出登録書の有効期間は登録した年度の末日までとする。

4 登録に係る事項について異動を生じたとき、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を紛失したときは、登録利用者は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

5 虚偽の登録を行い、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を他人に譲渡し、若しくは転貸する等の不正行為を行った登録利用者に対しては、その登録を取り消すことがある。

(貸出の手続)

第26条 登録利用者が、図書資料等の貸出を受けようとするときは、個人にあつては貸出カードを、団体にあつては団体貸出登録書をそれぞれ提出し、又は提示しなければならない。ただし、他の手段により登録利用者であることが確認できるときは、この限りでない。

(貸出の制限)

第27条 次の各号のいずれかに該当する図書資料等は、特に館長が認める場合を除き貸出をしない。

(1) 図書資料のうち参考図書

(2) 映像資料（ビデオテープ、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク及びカセットブックを除く。）

(3) 文書資料

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に重要な図書資料及び映像資料

(5) 前各号に掲げるもののほか、貸出が不相当と認められるもの

(貸出冊数及び期間)

第28条 図書資料等の個人貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときの貸出期間は、この限りでない。

(1) 図書資料の貸出は、登録利用者1人につき10冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

(2) 映像資料（コンパクトディスク及びカセットブックに限る。）の貸出は、登録利用者1人につき2枚以内又は2本以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

(3) 映像資料（ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスクに限る。）の貸出は、登録利用者1人につき1枚又は1本とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

2 図書資料の団体貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、貸出を受ける団体の規模等に応じて館長が別に定める。

(図書資料の管理)

第29条 団体貸出を受けた団体の代表者は、貸出を受けた図書資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(貸出の停止)

第30条 館長は、貸出期間の経過後なお図書資料等を返納しない登録利用者その他この規則及び総合図書館の管理上必要な指示に従わない登録利用者に対しては、図書資料等の貸出を一定期間停止することができる。

(様式)

第31条 第25条第1項に規定する図書貸出登録申込書及び団体貸出登録申請書、同条第2項に規定する貸出カード及び団体貸出登録書の様式は、館長が定める。

(図書資料等の寄贈及び寄託)

第32条 総合図書館は、図書資料等の寄贈及び寄託を受けることができる。

(寄託資料の取扱い)

第33条 寄託を受けた図書資料等は、寄託についての特別の条件がある場合のほか、他の図書資料等と同様の取扱いをするものとする。ただし、貸出については、寄託者の承諾がある場合に限り行うものとする。

(寄託期間)

第34条 図書資料等の寄託期間は、寄託者と館長が協議して定める。
2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合は、寄託期間内においても当該図書資料等を返還することができる。

(免責)

第35条 寄託を受けた図書資料等が、天災地変その他不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、教育委員会はその責めを負わないものとする。

(指定管理者の公募の公告)

第36条 条例第19条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
- (2) 指定の予定期間
- (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理の基準
- (4) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (5) 指定管理者の候補者となることができる資格を定めたときは、その資格
- (6) 条例第19条第2項の規定による申請（以下「指定の申請」という。）を受け付ける期間及び次条第1項の指定管理者指定申請書の提出先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が定める事項

(指定の申請)

第37条 指定の申請は、教育長が定める期間内に指定管理者指定申請書（様式第8号）を教育長に提出して行うものとする。

2 指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体（以下「申請団体」という。）の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (2) 申請団体が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類
- (5) 申請団体のすべての事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
- (7) 申請団体の活動実績について記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

3 教育長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第7号までに掲げる書類の一部の添付を要しないことができる。

(指定の期間)

第38条 指定管理者の指定の期間は、5年以内とする。

(指定管理者の指定の通知)

第39条 指定管理者の指定は、指定管理者指定書(様式第9号)を交付して行う。

(指定等の告示事項)

第40条 条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
 - (3) 指定の期間
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指定管理者(指定管理者であった者を含む。)に管理を行わせていた総合図書館の名称及び所在地
 - (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項
 - (3) 指定を取り消した場合にあっては、取消しの日
 - (4) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止した業務の範囲及び停止の期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第41条 事業報告書(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の事業報告書をいう。

以下同じ。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の実施状況及び施設の利用状況
 - (2) 管理に係る経費等の収支状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項として教育長が定めるもの
- 2 指定管理者の指定が取り消された場合における取消しの日の属する年度の事業報告書は、当該年度の初日から当該取消しの日の前日までの期間について作成するものとする。
- 3 指定管理者は、毎年度終了後(指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取消しの日後)60日以内に、事業報告書を教育長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると教育長が認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に関する読替え)

第42条 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館を除く。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	施設	施設(会議室に限る。)
	教育長	指定管理者
第8条第2項	前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については	前項の規定による申請は
第8条第2項ただし書	教育長が	指定管理者が教育長の定める
第10条及び第21条第2項	教育長	指定管理者
第12条	当該利用許可に係る施設	会議室

第13条	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>(1) 映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時までは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額）</p> <p>(2) 会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額</p>	<p>1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額とする。</p>
第16条第1項	図書資料等	図書資料等（文書資料を除く。以下この条において同じ。）
	館長	指定管理者
第18条第1項	使用料	使用料（会議室に係るものに限る。以下同じ。）
第22条第1項第10号及び第23条	職員	指定管理者
第22条第2項第1号、第2号及び第4号	当該施設	会議室
様式第1号及び様式第2号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第3号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第7号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	本市	福岡市

- 2 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館に限る。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項、第25条第1項及び第4項並びに第30条	館長	指定管理者
第22条第1項第10号	職員	指定管理者
第27条	特に館長が	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
第28条第1項ただし書	館長が特に必要と	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者

別記様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

(以下様式省略)

(審議会の委員の委嘱)

第43条 条例第25条に規定する福岡市総合図書館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、読書活動を行う団体の関係者、学識経験を有する者並びに本市の住民のうちから教育委員会が委嘱する。

(審議会の会長及び副会長)

第44条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第45条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(委任)

第46条 この規則に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(福岡市民図書館条例施行規則の廃止)

- 2 福岡市民図書館条例施行規則(昭和51年福岡市教育委員会規則第16号)は、廃止する。

附 則(平成10年12月28日教規則第6号)

この規則は、平成11年1月5日から施行する。

附 則（平成12年3月30日教規則第1号）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日教規則第9号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日教規則第9号）
（施行期日）
1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）
2 この規則の施行の日前に交付した貸出カード及び団体貸出登録書の有効期限は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則第25条第3項の規定にかかわらず、貸出カードについては平成17年3月31日までとし、団体貸出登録書については平成15年3月31日までとする。

附 則（平成14年7月29日教規則第15号）
この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日教規則第7号）
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日教規則第8号）
この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年1月13日教規則第1号）
この規則は、平成17年1月24日から施行する。

附 則（平成17年3月24日教規則第2号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4大島村の項を削る改正規定は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年7月14日教規則第12号）
（施行期日）
1 この規則は、平成17年7月15日から施行する。

（経過措置）
2 この規則による改正前の福岡市教育委員会規則の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成18年10月30日教規則第9号）
この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日教規則第6号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月28日教規則第10号）
この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月20日教規則第11号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日教規則第12号）
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教規則第4号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日教規則第7号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日教規則第11号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日教規則第1号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月4日教規則第12号）
（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この規則による改正前の福岡市総合図書館条例施行規則別記様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月31日教規則第6号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定及び第7条の改正規定は、平成28年6月4日から施行する。

附 則（平成29年3月30日教規則第5号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教規則第4号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1
付 属 設 備 使 用 料

種 別	区 別	単 位	金 額
照明設備	ピンスポットライト	1 台	310円
	ホリゾンライト	1 式	1,000円
音響設備	拡声装置	1 式	2,530円
	ステージスピーカー	1 対	1,000円
	コンデンサマイク	1 本	800円
	ダイナミックマイク	1 本	340円
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,520円
	CDプレーヤー	1 台	800円
	カセットデッキ	1 台	1,670円
	オープンデッキ	1 台	2,300円
	同時通訳装置	1 式	6,300円
舞台設備	演台	1 台	730円
	バトン	1 本	730円
映写設備	35ミリ映写機	1 台	6,050円
	16ミリ映写機	1 台	2,530円
	ハイビジョンプロジェクター	1 台	8,000円
	ビデオプロジェクター	1 台	2,530円
	ビデオデッキ	1 台	2,000円
	LDプレーヤー	1 台	2,000円
	スライドプロジェクター	1 台	1,670円
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,670円
	スクリーン	1 張	1,670円

備考

- この表に掲げる使用料は、午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで（会議室については午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで及び午後4時から午後7時まで）をそれぞれ1回とした使用料とする。
- 午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後7時まで）の使用料については、それぞれ前項の1回とした使用料の額に2を乗じて得た額とし、午前10時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後7時まで）の使用料については、同項の1回とした使用料の額に3を乗じて得た額とする。
- 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの使用料は、1時間までごとにこの表に掲げる使用料の額に0.25を乗じて得た額を加算する。

別表第2
複写手数料

区 分		単 位	金 額
モノクローム	A3, A4, B4及びB5	1枚につき	10円
カ ラ ー	A3		80円
	A4, B4及びB5		50円

備考 複写に用いる用紙の規格は、日本工業規格による。

別表第3
撮影等手数料

区 分			金 額	
撮 影	モノクローム	A	1点1回につき	220円
		B	1点1回につき	1,650円
	カ ラ ー	A	1点1回につき	440円
		B	1点1回につき	2,200円
模 写 ・ 模 造			1点1回につき	1,650円

備考 Aは学術研究を目的とする場合、Bは学術研究以外を目的とする場合とする。

別表第4

筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	太宰府市	古賀市	福津市
糸島市	那珂川町	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町
久山町	粕屋町					

(以下様式省略)

3. 図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）

最終改正 平成29年5月31日法律第41号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
 - 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- イ 司書補の職
- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第7条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第7条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第7条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

（設置）

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

（職員）

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。但し、第17条の規定は、昭和26年4月1日から施行する。

(以下省略)

4. 学校図書館法 (昭和28年8月8日法律第185号)

最終改正 平成27年6月24日法律第46号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。)、及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。))において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連携し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設定及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (平成26年6月27日法律第93号)

(施行期日)

- 1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5. 著作権法（抜粋）（昭和45年5月6日法律第48号）

最終改正 平成28年12月16日法律第108号

（頒布権）

第26条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

（図書館等における複製等）

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第3項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。第3項において同じ。）の複製物を1人につき1部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

（営利を目的としない上演等）

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- 4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。
- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第2号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者（第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

6. 著作権施行令（抜粋）（昭和45年12月10日政令第335号）

最終改正 平成29年2月17日政令第22号

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第1条の3 法第31条第1項（法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」とい）が置かれているものとする。

- 一 図書館法第2条第1項の図書館

（映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設）

第2条の3 法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 二 図書館法第2条第1項の図書館

7. 公文書館法 (昭和62年12月15日法律第115号)

最終改正 平成11年12月22日法律第161号

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

3 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号の次に次の一号を加える。

7の2 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。

附 則（平成11年12月22日法律第161号）（抄）

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8. 博物館法（抜粋）（昭和26年12月1日法律第285号）

最終改正 平成29年5月31日法律第41号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに當っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（入館料等）

第23条 公立博物館は、入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

9. 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

10. 文字・活字文化振興法 (平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

- 第7条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

- 第8条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第9条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第10条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第11条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

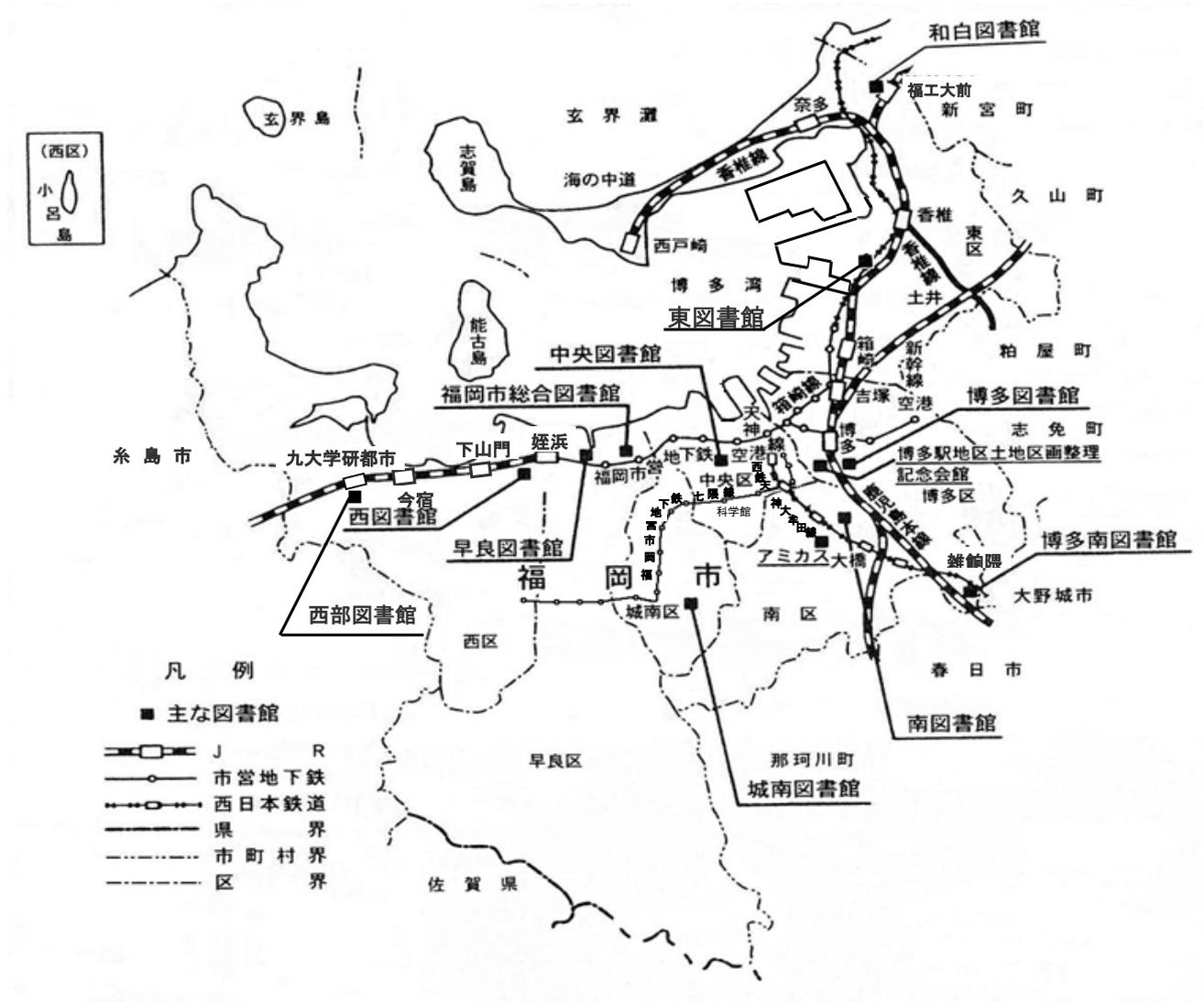
- 第12条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

VI. 福岡市勢概要

1. 図書施設配置図



2. 面積、人口、世帯数

平成30年4月1日現在

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (参考)
全市	343.39	1,570,095	797,104
東区	69.36	314,134	148,938
博多区	31.63	237,522	147,403
中央区	15.40	197,693	120,672
南区	30.98	260,326	124,635
城南区	15.99	131,473	65,984
早良区	95.87	218,333	97,355
西区	84.17	210,614	92,117

注(1) 面積は、国土地理院の平成29年10月1日現在「全国都道府県市区町村別面積調」による。

(2) 人口は、平成27年国勢調査結果確定値を基礎として、住民基本台帳の異動状況等から算出した人口

(3) 世帯数は、人口と同じ方法で算出した推計数

—福岡市統計調査課「福岡市推計人口」より—

福岡市総合図書館新ビジョン

基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

福岡市総合図書館では、図書館を取り巻く新たな環境変化に対応するため、これから目指すべき図書館像を基本理念として掲げ「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定しました。

また、新ビジョンの中では、基本理念を実現するために、4つの新たな図書館像を定め、これからの図書館サービスを提供していきます。

4つの図書館像

誰もが楽しめる魅力ある図書館

さまざまな情報を求める市民に応える図書館

子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館

総合図書館の特色を生かした図書館

「福岡市総合図書館新ビジョン」

- ・ 策定年月：平成26年6月
- ・ 計画期間：平成26年度～平成35年度（10年間）
- ・ 平成3年に策定した「福岡市新図書館基本計画」の後継となる基本計画
- ・ 重点的に取り組む具体的な施策・事業について5年ごとに事業計画及び成果指標を定め、計画的な推進を図っている。

福岡市総合図書館新ビジョン（概要版）

平成26年6月

基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

総合図書館は、利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人や観光客なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指す

